

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、以下の事務を行う。 ①社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ②所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課 ③保険料の徴収、滞納整理 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番44の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ・国民健康保険法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・国民健康保険法による資格確認書、資格情報のお知らせ、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ・国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ・国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ・国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ＜中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容＞ ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う(番号連携システム要件) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(以下、「主務省令」という。)第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する(番号連携システム、中間サーバー要件) ・主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する(番号連携システム、中間サーバー要件) また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「支払機構」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について国保連合会を経由して支払機構に委託することとし、支払機構が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム)
②システムの機能	1. 照会 : 国民健康保険世帯の調定情報、算定根拠、更正履歴、特徴処理状況、個人住民税、固定資産税、国民健康保険資格および口座登録の状況の照会を行う。 2. 申請受付 : 減免申請などを受け付ける。※減免は、減免額・減免率・期別減免額の3パターン。 減免世帯に対して、更正が発生した場合には対象者をリストアップして減免額の再確認を行う。 3. 賦課資料入力 : 所得・資産などの賦課根拠の情報、介護2号適用除外情報、被扶養者情報および年少被保険者人数情報の入力を行う。 4. 更正決議 : 月次に行う一括更正、入力誤り等に対応するための即時更正を行う。過年度更正においても、一括・即時に対応して、増額と減額を分けて決議する。 5. 税(料)額試算 : 架空の資格状況や所得データを基に賦課額をシミュレーションする。 6. 税(料)率試算 : 指定した総賦課額から適正な率や金額を求め、複数指定した率や金額から総賦課額を求める。 また、国民健康保険中央会の保険料(税)適正算定システム用にデータを切り出す。 7. 当初賦課処理計算 : 本算定の当初賦課計算や納付書の作成など、当初賦課に関連する処理を行う。 8. 各種帳票の出力 : 賦課準備のための各種調査用一覧表や、総賦課額調定表・異動分調定表・増減調定表などの複数の調定情報の集計表を出力する。 9. 国・都道府県への報告資料の作成 : 国への報告資料の課税状況調べ、都道府県への報告資料の基盤安定交付金や保険基盤安定など各種報告資料を作成する。 10. 宛名機能 : 住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 : 自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム・保険料(税)収納システム)、介護保険システム、中間サーバー) [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム2～5

システム2

①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム)
②システムの機能	1. 照会 :世帯・個人の得喪状況、基準日時点の資格状況、証の発行状況、他業務の情報を照会する。 2. 異動処理 :加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、証の発行まで行う。 3. 証発行管理 :資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。 また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 4. 前期高齢者判定 :随時・月次で、前期高齢者判定処理を行う。 5. 申請受付 :限度額減額認定申請・基準収入額適用申請・特定疾病認定申請の受け付けと、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)・旧被扶養者・非自発的失業者の登録を行う。 6. 滞納管理 :特別療養費の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7. 保険証の一括更新 :滞納管理機能で管理された情報から資格確認書・資格情報のお知らせ・資格確認書(特別療養費用)・資格情報のお知らせ(特別療養費用)を自動で分類し出力する。 8. 各種一覧表の出力 :年齢到達者一覧、住記異動者一覧、課税区分変更世帯一覧、年金異動確認一覧などを出力する。 9. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報や外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 10. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 11. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム 国民健康保険事務処理標準システム(給付システム・保険料(税)収納シ [○] その他 (ム)、福祉保健総合システム、健康情報システム、中間サーバー、国民年金シ) ステム

システム3	
①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(給付システム)
②システムの機能	1. レセプト管理 :レセプトデータの登録・照会・修正・削除を行う。資格チェック、金額再計算、住民が持参した領収証の金額でレセプトデータの訂正を行う。 2. 申請受付 :高額療養費・療養費・出産・葬祭などの各種申請を受け付ける。高額療養費の貸付や医療機関への受領委任の申請を行う。 3. 照会 :高額療養費など各種申請情報や支払状況を照会する。 4. 支払 :口座振替データ(全銀形式)フォーマットでデータを出力する。支払消込、支払日の一括変更を行う。 5. 過誤・求償 :過誤調整を依頼するレセプトの管理や、過誤調整依頼書の出力を行う。また、第三者行為、不当利得の情報を管理する。 6. 高額介護合算 :申請受付や、取り込んだ自己負担額情報の照会・補正を行う。 7. 国民健康保険連合会データの取り込み :国民健康保険連合会からのレセプトデータを取り込み、国民健康保険資格情報と照合してチェックを行う。 8. 高額療養費の一括計算 :高額療養費を請求年月単位で一括計算する。支給対象者については、支給申請案内を出力する。 9. 各種帳票の発行 :医療費通知、支給決定通知書、各種申請書や、未申請者一覧などを出力する。 10. 都道府県への報告資料の作成 :事業月報C表やF表を出力する。 11. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 12. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (国民健康保険事務処理標準システム(資格管理システム)、福祉保健総合システム、中間サーバー [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム4	
①システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム(保険料(税)収納システム)
②システムの機能	1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付など日常業務に必要な情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細などを出力する。 2. 消込 :消込データの入力・取り込み(OCR・MPN・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。 3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、還付充当通知書(誓約書)・還付充当決議書・支出命令書などを発行する。 4. 口座振替 :口座振替・再振替データの作成や銀行振込依頼書などを作成する。設定により、銀行・委託者・科目・課ごとの単位で、口座振替データを作成する。 5. 督促状・催告書の発行 :督促状、納付書付き督促状、催告書および催告書兼領収書を発行する。 6. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表などの集計表・一覧表を作成する。 7. 年度末処理 :繰越対象者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。 8. 財務連動 :財務会計システム向けに、収納・充当・還付データを作成する。 9. 財産管理 :実態調査や財産調査などの照会書を発行して、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 10. 滞納処分 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除して滞納処分調書を発行する。 11. 公売管理 :不動産、動産などの公売予定や、売却情報などの公売情報を登録・修正・削除して公売帳票を発行する。 12. 分納計画 :分割納付情報を登録・修正・削除して分納計画書や分納用納付書を発行する。 13. 執行停止・不納欠損 :執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。 14. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 15. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム (国民健康保険事務処理標準システム(保険料(税)賦課システム・資格管理システム・給付システム)、中間サーバー)

システム5	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 ・各業務で管理している利用特定個人情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☐ その他（中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム、健康情報システム）

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として保管・管理する。 ⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェースシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェースシステム）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム （ 国民健康保険事務処理標準システム ）
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS部分について記載）
②システムの機能	①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された5情報（氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日）の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム （ ）

システム8	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。 ②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。 ③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。 ④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。 ⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。 <<本事務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、擬制世帯主を含む被保険者の資格情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢支援システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム、選挙人名簿管理システム)
システム9	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。 ②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。 ③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。 ④宛名管理機能 ・納税者の宛名等を管理する。 <<本業務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の所得情報を遅滞無く把握し、被保険者の自己負担割合等の情報を最新化するために課税情報管理機能を使用する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (市税滞納管理システム、介護保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、後期高齢支援システム、国民年金システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、就学事務システム)

システム10									
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。								
②システムの機能	1. 資格継続業務 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを国保連合会へ送信する。 (2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務 (1)継続候補世帯の抽出 国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3. 電子レセプト業務 (1)電子レセプト照会・検索機能 (2)電子レセプト資格点検機能 (3)電子レセプト内容点検機能 4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 * ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								
システム11～15									
システム11									
①システムの名称	国保実績報告書作成システム								
②システムの機能	①事業実績報告書作成支援機能 ②調整交付金交付申請書作成支援機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム12									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、支払機構が運営する。 なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払機構が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払機構職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (IV)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払機構が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム13	
①システムの名称	福祉保健総合システム
②システムの機能	以下の機能は、福祉保健総合システムが有する機能のうち、国民健康保険に関する事務で使用する機能のみ記載している。 1 自立支援医療(更生医療)認定履歴管理機能 自立支援医療(更生医療)認定者の認定履歴、世帯情報、喪失理由等を登録し管理する機能 <<本業務における使用目的>> ・国民健康保険の給付業務において、当該者の自立支援医療(更生医療)の最新認定状況を調査するために自立支援医療(更生医療)認定履歴管理機能を使用する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (介護保険システム、申請管理システム、国民健康保険事務処理標準システム)
システム14	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データと取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (申請管理システム、e-Gov電子申請サービス)
システム15	
①システムの名称	預貯金等照会システム
②システムの機能	預貯金等(対象者情報・口座情報等)照会機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム16～20		
システム16		
①システムの名称	国民健康保険料試算システム	
②システムの機能	国民健康保険料の試算機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（ ）	
3. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険賦課ファイル・国民健康保険資格ファイル・国民健康保険給付ファイル・国民健康保険収納ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条 別表第1の44の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条 別表の44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法」又は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が含まれる項(69、70、71、160の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民局保険年金課	
②所属長の役職名	市民局保険年金課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル システム用ファイル その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	国民健康保険料の賦課業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 10項目未満 10項目以上50項目未満 50項目以上100項目未満 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報: 対象者の賦課時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報: 国民健康保険料額を算出してこれを基に対象者に対し通知を発行するために保有 : 国庫補助等を算定するために保有 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険料額を算出するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日
⑥事務担当部署	市民局保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、介護保険課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 日本年金機構 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 既存住民基本台帳システム、税務システム、介護保険システム、サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		国民健康保険料の適正な賦課業務、納付書の作成に関する事務の実施のため
④使用の主体	使用部署	市民局保険年金課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・国民健康保険料額(医療分、支援分、介護分の合算)の計算、賦課に使用する ・納付書の作成に使用する
	情報の突合	・国民健康保険料額を計算するため、被保険者情報と地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合する
⑥使用開始日		令和5年3月13日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件)
委託事項1		市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務
①委託内容		石川県クラウドに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)
委託事項2～5		
委託事項2		国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム保守業務
①委託内容		国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)の保守
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社石川コンピュータ・センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステムの保守

委託事項3		国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務	
①委託内容		国民健康保険事務処理標準システムのバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理	
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社石川コンピュータ・センター	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。	
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第13項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先5	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第48項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先7	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第56項	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先8	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第65項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先9	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第69項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先10	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第83項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第87項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	
後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第115項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先13	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第125項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第131項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第158項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第161項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先17	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第173項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜本市における措置＞ ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記録媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス管理者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理者が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険資格ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
その必要性	国民健康保険の各種申請・届出業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報: 対象者の申請・届出時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報: 国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等に係る届出の確認を行うために保有 ・雇用・労働関係情報: 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日	
⑥事務担当部署	市民局保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、生活支援課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 医療保険者、厚生労働省 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村、後期高齢者医療広域連合 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 日本年金機構、石川県国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能、国 民年金システム ）
③使用目的 ※		・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定を行うため ・資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行うため ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定を行うため ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行うため ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下を行うため ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定を行うため ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため
④使用の主体	使用部署	市民局保険年金課、市民課、森本市民センター、金石市民センター、犀川市民センター、安原市民センター、額市民センター、押野市民センター、浅川市民センター、泉野市民センター、元町市民センター、新神田市民センター、駅西市民センター、湊市民センター、本町市民センター、近江町市民センター、福祉健康局健康政策課
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民からの国民健康保険被保険者異動届の受け付け、窓口負担割合・限度額の判定に使用する ・資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行に使用する ・基準収入額適用申請等の受け付け、窓口負担割合・限度額の再判定に使用する ・一部負担金減額申請書等の受け付け、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に使用する ・限度額額適用申請書、標準負担額減額認定申請書等の受け付け、限度額、標準負担額減額、長期該当認定または却下の判定に使用する ・特定疾病療養受療証交付申請書の受け付け、自己負担限度額判定に使用する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)に使用する
	情報の突合	・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)、高齢受給者証の交付、基準収入額適用申請の確認、入院時食事療養費標準負担額減額の認定、入院時生活療養費標準負担額減額の認定、限度額適用認定証の申請の認定、限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定、特定疾患対象療養の申請の認定、特定疾病の保険者の認定を行うために、国民健康保険に加入している者の世帯の所得および住民税の課税状況を突合する ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出)を行うため、雇用・労働関係情報を突合する
⑥使用開始日		令和5年3月13日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件
委託事項1		市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務
①委託内容		石川県クラウドに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)
委託事項2～5		
委託事項2		国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム保守業務
①委託内容		国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)の保守
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社石川コンピュータ・センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステムの保守

委託事項3		資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録)など。	
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会 (石川県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先の石川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (公益社団法人 国民健康保険中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払機構
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払機構から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払機構と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項6～10		
委託事項6	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	石川県国民健康保険団体連合会 (石川県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の石川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項7		
①委託内容	国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社石川コンピュータ・センター	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (30) 件 ☒ 移転を行っている (7) 件 ☐ 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第13項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先5	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第16項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第19項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第27項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第38項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都度

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第48項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先11～15	
提供先11	法務大臣
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第55の2項
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	出入国在留管理庁長官
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第55の3項
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先13	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第56項	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先14	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第65項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先15	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第69項	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先16～20		
提供先16	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第83項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第87項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先18	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第115項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先19	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第125項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第131項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

移転先1	市民課	
①法令上の根拠	住民基本台法第7条の10	
②移転先における用途	住民票に国民健康保険の資格得喪年月日を印字するため	
③移転する情報	国民健康保険の記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	日次	
移転先2～5		
移転先2	市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条2項	
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため	
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年中に本市の国民健康保険料を納付した者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	毎年1月上旬	

移転先3	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	養護老人ホーム措置者の利用負担額算定のため
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養護老人ホーム措置者のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （共有フォルダ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬
移転先4	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	障害者支援施設入所者等の利用者負担上限月額及び特定障害者特別給付費を算定するため
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者支援施設入所者等のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （共有フォルダ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬

移転先5	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	自立支援医療(精神通院医療)に関する事務及び障害福祉サービス利用(支給)申請に関する事務を行うため。
③移転する情報	国民健康保険の記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内LAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	日次
移転先6～10	
移転先6	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	介護保険における要介護認定申請等に関する事務を行うため。
③移転する情報	国民健康保険の記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含まない
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内LAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月次

移転先7	健康政策課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	各種医療費助成(心身障害者、子育て支援、ひとり親家庭等)に関する事務を行うため。
③移転する情報	国民健康保険の記号番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内LAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	日次
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記録媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス管理者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理者が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険給付ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
その必要性	国民健康保険の給付業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認等、対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報(電話番号等)、その他住民票関係情報: 対象者の給付時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報: 入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するために保有 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費の給付又は原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認等のために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日
⑥事務担当部署	市民局保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、介護保険課、健康政策課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 医療保険者、内閣府 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村、後期高齢者医療広域連合 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 石川県国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額を支給するため ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費を支給するため ・高額療養費、高額介護合算療養費を支給するため ・出産育児一時金の給付または葬祭費を支給するため ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため
④使用の主体	使用部署	市民局保険年金課、福祉健康局健康政策課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給に使用する ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給に使用する ・高額療養費、高額介護合算療養費の支給に使用する ・出産育児一時金の給付または葬祭費の給付に使用する ・原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認を支給するため
	情報の突合	・入院時食事療養費標準負担額減額、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給、高額療養費、高額介護合算療養費の支給のため、被保険者情報と地方税関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金の給付、葬祭費の給付または原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の確認等のため、被保険者情報と医療保険関係情報、障害者福祉関係情報を突合する。 ・特別療養給付の申請の確認、高額介護合算療養費の支給のため、介護・高齢者福祉関係情報を突合する。
⑥使用開始日		令和5年3月13日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない ☐ 5) 件	
委託事項1	市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務	
①委託内容	石川県クラウドに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)。	
②委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上	
③委託先名	石川県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ☐ 1) 再委託する ☐ 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)
委託事項2～5		
委託事項2	国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム保守業務	
①委託内容	国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)の保守	
②委託先における取扱者数	☐ 10人未満 ☐ 1) 10人未満 ☐ 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 ☐ 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 ☐ 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社石川コンピュータ・センター	
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない ☐ 1) 再委託する ☐ 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステムの保守

委託事項3		高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。
委託事項4		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会 (石川県国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の石川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、石川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

委託事項5		国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務
①委託内容		国民健康保険事務処理標準システムのバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社石川コンピュータ・センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (27) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第13項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先5	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表の第16項
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第19項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第27項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第38項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第48項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先11～15	
提供先11	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第56項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先12	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第65項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第69項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先14	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第83項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第87項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先16～20	
提供先16	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第115項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第125項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第131項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先19	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第137項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先20	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第141項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記録媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス管理者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理者が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <サービス検索・電子申請機能における措置> ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険収滞納ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む	
その必要性	賦課額情報に基づいた納付義務者に対する収納業務、納期限までに徴収できない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・5情報、連絡先等情報(電話番号等): 対象者の収滞納期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報: 対象者に対し納付書等を発行するために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年10月1日	
⑥事務担当部署	市民局保険年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (内閣府) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (国民健康保険事務処理標準システム(保険料賦課システム))
③使用目的 ※		納付書等の発行、過誤納金還付・充当の通知、督促状、催告書の発行、財産調査、滞納処分等の実施
④使用の主体	使用部署	市民局保険年金課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 指定金融機関からの納付済み通知書情報の受付に関する事務 ・納付対象者の納付情報を把握する。 ・納付情報を基に還付・充当通知書を対象者へ通知する。 ・賦課額情報、納付情報を基に納付書の再発行を行い対象者へ通知する。 2. 督促・催告に関する事務 ・期限内に納付されない場合には、対象者へ督促状を通知する。 ・滞納者に対して、電話催告の実施、催告書を通知する。 3. 納付意思がある滞納者に関する事務 ・滞納者に誓約書を提出させたうえで分割納付を行う。また、申請を基に徴収猶予処理を行う。 4. 納付意思がない滞納者に関する事務 ・財産調査を行い、財産がある場合には、差押・参加差押・交付要求処理を行い、処分内容を通知する。 ・公売の実施、配当・充当を行う。 ・財産がない場合は執行停止処理、税義務が消滅した場合は不納欠損処理を行う。 5. 納税義務の継承 ・納税義務承継通知書を通知する。
情報の突合		(1) 納付済通知書情報を突合して還付・充当通知書に係るデータを作成する。 (2) 納付済通知書情報を突合して督促状に係るデータを作成する。
⑥使用開始日		令和5年3月13日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		市町村事務処理標準システム石川県クラウド保守業務
①委託内容		石川県クラウドに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		石川県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託先の商号または名称、住所、業務実施体制、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力について記載した書面および再委託に関する履行体制図等の提出を受け、委託先と再委託先が契約書において秘密保持に関する特記仕様書を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、委託先と本市とで再委託先を明記した協定書を締結する。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守(石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む)
委託事項2～5		
委託事項2		国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム保守業務
①委託内容		国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム(ACCESSファイル)の保守
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社石川コンピュータ・センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	外付けシステムの保守

委託事項3		国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務
①委託内容		国民健康保険事務処理標準システムのバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社石川コンピュータ・センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [☐] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	法務大臣
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第55の2項
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先2	出入国在留管理庁長官
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第55の3項
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条2項	
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため	
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	前年中に本市の国民健康保険料を納付した者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内LAN)	
⑦時期・頻度	毎年1月上旬	

移転先2～5	
移転先2	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	養護老人ホーム措置者の利用負担額算定のため
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養護老人ホーム措置者のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （共有フォルダ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬
移転先3	
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	障害者支援施設入所者等の利用者負担上限月額及び特定障害者特別給付費を算定するため
③移転する情報	前年中の国民健康保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者支援施設入所者等のうち前年中に本市の国民健康保険料を納付した者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （共有フォルダ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜本市における措置＞ ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内のサーバーに保管し、一部のものは記録媒体に書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

国民健康保険賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険収滞納ファイル:(別紙2)参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険賦課ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインターフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。 ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がある媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
その他の措置の内容	●特定個人情報の使用の記録 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 (アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。		
<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。		
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 <誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・国民健康保険事務処理標準システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険資格ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。 ・国保総合PCIにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 ・国保総合PCIにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCIにおける措置については以下のとおり ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・国保総合PCIにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容		●特定個人情報の使用の記録 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 (アクセスログ項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク＞ ・国民健康保険事務処理標準システムの運用保守及びオペレーション委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面に確認する。 ・国保総合システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ることとする。 ＜委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク＞ 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面に報告する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 【医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務及び機関別符号取得等事務】 ●特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限（具体的な制限方法） ・支払機構の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、支払機構と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ●特定個人情報ファイルの取扱いの記録（具体的な制限方法） ・操作ログを医療保険者等向け中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 ●特定個人情報の提供ルール(委託先から他者への提供に関するルール)の内容及びルール遵守の確認方法) ・契約書において本市が保有する個人情報第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 ●特定個人情報の提供ルール(委託元と委託先間の提供に関するルール)の内容及びルール遵守の確認方法) ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 ●再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保(具体的な方法) ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面に示した上で、許諾を得ることとする。 ＜支払機構における措置＞ ・支払機構が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 ＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞ ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業者以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて unnecessary複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先に授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 <誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。 ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑制する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容		
	再発防止策の内容		

その他の措置の内容	・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・国民健康保険事務処理標準システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <支払機構における措置> ・支払機構が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険給付ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 <国保総合PCにおける措置> ・入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、あらかじめ指定されたインタフェースによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。 ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 ・国保総合PCにおいては、特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。また、その処理結果は本市及び提供元の双方に配信された後、双方の職員が確認している。さらに、国保連合会においても本市の国民健康保険事務処理標準システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・ウイルス対策ソフト(自動アップデート)、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCにおける措置については以下のとおり ・国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法		・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・国保総合PCにおいては、対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容		●特定個人情報の使用の記録 <国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 (アクセスログ項目:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・国保総合PCにおいては、職員が不正にデータ抽出等できないようにデータ抽出機能を搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。また、ログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク＞

- ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。
- ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。
- ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・委託先に特定個人情報を保管させない。
- ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。
- ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。
- ・国保総合システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
 - ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること
 - ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること
- ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。

＜委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク＞

委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。

- ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。
- ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。
- ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。
- ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。

＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。		
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 <誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。 ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜番号連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・国民健康保険事務処理標準システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☒ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 <国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> ・国保総合(国保集約)システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修を行う。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・申請等の際、特定個人情報を国民健康保険に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に利用目的を明記する。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード（若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ）がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・ウイルス対策ソフト（自動アップデート）、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・媒体に保存する情報については、作業が終わる都度速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない媒体は物理的に破壊し破棄する。 ・システムへのログイン時には職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・国民健康保険事務処理標準システムは、必要な情報以外が登録できないよう、データベース項目の設計及び入力項目の制御を行っているため、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末機を利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・国民健康保険事務処理標準システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・アクセスログは7年間分ハードディスクに保存し、管理を行う。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書又は協定書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 ・インターネットに接続できないようシステム面の措置を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OSやミドルウェアについて必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面にて報告する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。	
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 <誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク> ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び本市条例上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。 ・特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーに格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

	その内容	
	再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・国民健康保険事務処理標準システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼動状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<業務システムの運用における措置> ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民局保険年金課 電話 050-1792-1620(自動応答)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(国民健康保険資格ファイル)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供先 ²¹	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第137項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先22	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第141項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先23	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第145項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先24	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第158項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先25	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第161項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先26	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第164項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇ー二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第165項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇ー一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先28	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第166項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先29	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第173項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先30	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第173の2項
②提供先における用途	「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」(平成元年七月二十四日付け健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知)の先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [] 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無が分かる年度

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(国民健康保険給付ファイル)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先21	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第145項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先22	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第158項
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先23	都道府県知事等
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第161項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先24	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第164項
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇ー二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先25	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第165項
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先26	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第166項
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度

提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令第2条の表 第173項
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の国民健康保険の資格履歴を有する者で擬制世帯主を含む
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の有無がある都度

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険税賦課ファイル

自治体コード,2.対象年度,3.個人番号,4.宛番号,5.保険証番号,6.世帯主住民番号,7.履歴番号,8.世帯ID,9.18歳以上均等割額,子ども差額,10.18歳以上均等割額,11.18歳以上均等割減免該当フラグ01,12.18歳以上均等割減免該当フラグ02,13.18歳以上均等割減免該当フラグ03,14.18歳以上均等割減免該当フラグ04,15.18歳以上均等割減免該当フラグ05,16.18歳以上均等割減免該当フラグ06,17.18歳以上均等割減免該当フラグ07,18.18歳以上均等割減免該当フラグ08,19.18歳以上均等割減免該当フラグ09,20.18歳以上均等割減免該当フラグ10,21.18歳以上均等割減免該当フラグ11,22.18歳以上均等割減免該当フラグ12,23.18歳以上均等割減免額子ども,24.18歳以上均等割減免率,25.18歳以上均等割人数,3.26.18歳以上産前産後免除人数,0.27.18歳以上産前産後免除人数,1.28.18歳以上産前産後免除人数,10.29.18歳以上産前産後免除人数,11.30.18歳以上産前産後免除人数,12.31.18歳以上産前産後免除人数,2.32.18歳以上産前産後免除人数,3.33.18歳以上産前産後免除人数,4.34.18歳以上産前産後免除人数,5.35.18歳以上産前産後免除人数,6.36.18歳以上産前産後免除人数,7.37.18歳以上産前産後免除人数,8.38.18歳以上産前産後免除人数,9.39.18歳未満軽減均等割額00,40.18歳未満軽減均等割額01,41.18歳未満軽減均等割額02,42.18歳未満軽減均等割額03,43.18歳未満軽減均等割額04,44.18歳未満軽減均等割額05,45.18歳未満軽減均等割額06,46.18歳未満軽減均等割額07,47.18歳未満軽減均等割額08,48.18歳未満軽減均等割額09,49.18歳未満軽減均等割額10,50.18歳未満軽減均等割額11,51.18歳未満軽減均等割額12,52.18歳未満軽減均等割額13,53.18歳未満軽減均等割額14,54.18歳未満軽減均等割額15,55.18歳未満軽減均等割額16,56.18歳未満軽減均等割額17,57.18歳未満軽減均等割額18,58.18歳未満軽減均等割額19,59.18歳未満軽減均等割額20,60.18歳未満軽減均等割額21,61.18歳未満軽減均等割額22,62.18歳未満軽減均等割額23,63.18歳未満軽減均等割額24,64.18歳未満軽減均等割額25,65.18歳未満軽減均等割額26,66.18歳未満軽減均等割額27,67.18歳未満軽減均等割額28,68.18歳未満軽減均等割額29,69.18歳未満軽減均等割額30,70.18歳未満軽減均等割額31,71.その他雑所得額,72.その他事業所得額,73.その他所得額,74.その他異動出日,82.実異動日,83.宛名県名付加区分,84.宛名行政区コード,85.宛名住所,86.宛名住所コード,87.宛名住民区分,88.宛名住民区分コード,宛名称,89.宛名消除区分,90.宛名世帯番号,91.宛名生年月日,92.宛名増減異動日,93.宛名増減事由コード,94.宛名続柄コード,95.宛名地番,96.宛名地番数値,1.97.宛名地番数値,2.98.宛名地番数値,3.99.宛名年齢,100.宛名方書漢字,101.宛名郵便番号,102.医療引落額,103.医療引落額,104.医療引落額数値,105.医療減免額,106.医療減免率,107.医療退職引落額,108.医療退職引落額,109.医療退職引落端数値,110.医療退職減免額,111.医療退職減免率,112.医療費控除額,113.一時差引額,114.一時所得額,115.一般分決定保険税額,116.一般分決定保険税額,117.一般分決定保険税額,118.一般分決定保険税額,3.119.一般分増減調整額,120.一般分増減調整額,121.一般分増減調整額,122.一般分増減調整額,3.123.営業所得額,124.仮徴収通知書番号,125.寡婦区分,126.稼得区分コード,127.介期別01期調定額,128.介期別02期調定額,129.介期別03期調定額,130.介期別04期調定額,131.介期別05期調定額,132.介期別06期調定額,133.介期別07期調定額,134.介期別08期調定額,135.介期別09期調定額,136.介期別10期調定額,137.介期別11期調定額,138.介期別12期調定額,139.介期別13期調定額,140.介期別特01期調定額,141.介期別特02期調定額,142.介期別特03期調定額,143.介期別特04期調定額,144.介期別特05期調定額,145.介期別特06期調定額,146.介護引落額,147.介護引落額,1.48.介護引落額,2.49.介護引落端数値,150.介護区分0.151.介護区分1,152.介護区分2,153.介護区分3,154.介護区分4,155.介護区分5,156.介護区分6,157.介護区分7,158.介護区分8,159.介護区分9,160.介護区分10,161.介護区分11,162.介護区分12,163.介護区分コード,短名称,0.164.介護区分コード,短名称1,165.介護区分コード,短名称2,166.介護区分コード,短名称3,167.介護区分コード,短名称4,168.介護区分コード,短名称5,169.介護区分コード,短名称6,170.介護区分コード,短名称7,171.介護区分コード,短名称8,172.介護区分コード,短名称9,173.介護区分コード,短名称10,174.介護区分コード,短名称11,175.介護区分コード,短名称12,176.介護区分コード,短名称13,177.介護減免率,178.介護産前産後免除人数,0.179.介護産前産後免除人数,1.180.介護産前産後免除人数,10.181.介護産前産後免除人数,11.182.介護産前産後免除人数,12.183.介護産前産後免除人数,2.184.介護産前産後免除人数,3.185.介護産前産後免除人数,4.186.介護産前産後免除人数,5.187.介護産前産後免除人数,6.188.介護産前産後免除人数,7.189.介護産前産後免除人数,8.190.介護産前産後免除人数,9.191.介護資格有無フラグ00,192.介護資格有無フラグ01,193.介護資格有無フラグ02,194.介護資格有無フラグ03,195.介護資格有無フラグ04,196.介護資格有無フラグ05,197.介護資格有無フラグ06,198.介護資格有無フラグ07,199.介護資格有無フラグ08,200.介護資格有無フラグ09,201.介護資格有無フラグ10,202.介護資格有無フラグ11,203.介護資格有無フラグ12,204.介護退職引落額,1.205.介護退職引落端数値,2.206.介護退職引落端数値,207.介護退職区分0,208.介護退職区分1,209.介護退職区分2,210.介護退職区分3,211.介護退職区分4,212.介護退職区分5,213.介護退職区分6,214.介護退職区分7,215.介護退職区分8,216.介護退職区分9,217.介護退職区分10,218.介護退職区分11,219.介護退職区分12,220.介護退職区分13,221.介護退職区分コード,短名称,0.222.介護退職区分コード,短名称1,223.介護退職区分コード,短名称2,224.介護退職区分コード,短名称3,225.介護退職区分コード,短名称4,226.介護退職区分コード,短名称5,227.介護退職区分コード,短名称6,228.介護退職区分コード,短名称7,229.介護退職区分コード,短名称8,230.介護退職区分コード,短名称9,231.介護退職区分コード,短名称10,232.介護退職区分コード,短名称11,233.介護退職減免額,234.介護退職減免率,235.介護退職被保険数,236.介護退職被保険数,1.237.介護退職被保険数,10.238.介護退職被保険数,11.239.介護退職被保険数,12.240.介護退職被保険数,2.241.介護退職被保険数,3.242.介護退職被保険数,4.243.介護退職被保険数,5.244.介護退職被保険数,6.245.介護退職被保険数,7.246.介護退職被保険数,8.247.介護退職被保険数,9.248.介護被保険数,0.249.介護被保険数,1.250.介護被保険数,10.251.介護被保険数,11.252.介護被保険数,12.253.介護被保険数,2.254.介護被保険数,3.255.介護被保険数,4.256.介護被保険数,5.257.介護被保険数,6.258.介護被保険数,7.259.介護被保険数,8.260.介護被保険数,9.261.介護職01期期別調定額,262.介護職02期期別調定額,263.介護職03期期別調定額,264.介護職04期期別調定額,265.介護職05期期別調定額,266.介護職06期期別調定額,267.介護職07期期別調定額,268.介護職08期期別調定額,269.介護職09期期別調定額,270.介護職10期期別調定額,271.介護職11期期別調定額,272.介護職12期期別調定額,273.介護職13期期別調定額,274.介護職特01期期別調定額,275.介護職特02期期別調定額,276.介護職特03期期別調定額,277.介護職特04期期別調定額,278.介護職特05期期別調定額,279.介護職特06期期別調定額,280.海外転入区分,281.株式譲渡所得額,282.株式譲渡上場所得額,283.株式配当所得額,284.株式配当損失額,285.基礎控除額,286.基礎控除判定用合計所得金額,287.寄附金控除額,288.期別01期調定額,289.期別02期調定額,290.期別03期調定額,291.期別04期調定額,292.期別05期調定額,293.期別06期調定額,294.期別07期調定額,295.期別08期調定額,296.期別09期調定額,297.期別10期調定額,298.期別11期調定額,299.期別12期調定額,300.期別13期調定額,301.期別特01期調定額,302.期別特02期調定額,303.期別特03期調定額,304.期別特04期調定額,305.期別特05期調定額,306.期別特06期調定額,307.記載順位,308.義務者名称,309.義務者名称,1.310.義務者名称,2.311.給与額,312.給与支払額,313.給与支払内数専従者給与額,314.給与所得額,315.給与所得者等該当非該当フラグ,316.給与特別控除額,317.旧国保被保険者コード,短名称00,318.旧国保被保険者コード,短名称01,319.旧国保被保険者コード,短名称02,320.旧国保被保険者コード,短名称03,321.旧国保被保険者コード,短名称04,322.旧国保被保険者コード,短名称05,323.旧国保被保険者コード,短名称06,324.旧国保被保険者コード,短名称07,325.旧国保被保険者コード,短名称08,326.旧国保被保険者コード,短名称09,327.旧国保被保険者コード,短名称10,328.旧国保被保険者コード,短名称11,329.旧国保被保険者コード,短名称12,330.旧国保被保険者フラグ00,331.旧国保被保険者フラグ01,332.旧国保被保険者フラ

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

351.旧国保被保険数5,352.旧国保被保険数6,353.旧国保被保険数7,354.旧国保被保険数8,355.旧国保被保険数9,356.旧自治体コード,357.旧被扶養者フワグ00,358.旧被扶養者フワグ01,359.旧被扶養者フワグ02,360.旧被扶養者フワグ03,361.旧被扶養者フワグ04,362.旧被扶養者フワグ05,363.旧被扶養者フワグ06,364.旧被扶養者フワグ07,365.旧被扶養者フワグ08,366.旧被扶養者フワグ09,367.旧被扶養者フワグ10,368.旧被扶養者フワグ11,369.旧被扶養者フワグ12,370.旧被扶養者数0,371.旧被扶養者数1,372.旧被扶養者数10,373.旧被扶養者数11,374.旧被扶養者数12,375.旧被扶養者数2,376.旧被扶養者数3,377.旧被扶養者数4,378.旧被扶養者数5,379.旧被扶養者数6,380.旧被扶養者数7,381.旧被扶養者数8,382.旧被扶養者数9,383.旧保険証番号,384.居住用特定譲渡所得額,385.居住用特定損失額,386.共有分税額,387.業務ID,388.勤労学生区分,389.均等割額,390.均等割額_医療分_差額,391.均等割額_介護分_差額,392.均等割額_子ども分_差額,393.均等割額_支援金分_差額,394.均等割額,395.均等割額,396.均等割額,397.均等割減免該当フワグ01,398.均等割減免該当フワグ02,399.均等割減免該当フワグ03,400.均等割減免該当フワグ04,401.均等割減免該当フワグ05,402.均等割減免該当フワグ06,403.均等割減免該当フワグ07,404.均等割減免該当フワグ08,405.均等割減免該当フワグ09,406.均等割減免該当フワグ10,407.均等割減免該当フワグ11,408.均等割減免該当フワグ12,409.均等割減免額_医療,410.均等割減免額_介護,411.均等割減免額_子ども,412.均等割減免額_支援,413.均等割減免率,414.均等割人数,415.均等割人数,416.均等割人数,417.均等割人数,418.区コード,419.繰り越し損失額,420.繰越損失額,421.繰越損失軽減純損失額,422.繰越損失軽減譲渡損失額,423.郡名,424.軽減18歳以上均等割額_子ども分_差額,425.軽減18歳以上均等割額,426.軽減均等割額,427.軽減均等割額_医療分_差額,428.軽減均等割額_介護分_差額,429.軽減均等割額_子ども分_差額,430.軽減均等割額_支援金分_差額,431.軽減均等割額,432.軽減均等割額,433.軽減均等割額,434.軽減区分,435.軽減区分0,436.軽減区分1,437.軽減区分10,438.軽減区分11,439.軽減区分12,440.軽減区分2,441.軽減区分3,442.軽減区分4,443.軽減区分5,444.軽減区分6,445.軽減区分7,446.軽減区分8,447.軽減区分9,448.軽減判定合計所得額,449.軽減平等割額,450.軽減平等割額_医療分_差額,451.軽減平等割額_介護分_差額,452.軽減平等割額_子ども分_差額,453.軽減平等割額_支援金分_差額,454.軽減平等割額,455.軽減平等割額,456.軽減平等割額,457.決裁状態,458.決定年月日,459.決定保険金額_医療分_差額,460.決定保険金額_介護分_差額,461.決定保険金額_子ども分_差額,462.決定保険金額_支援金分_差額,463.県市名漢字,464.減額判定用年金雑所得額,465.減免額,466.減免額,467.減免額,468.減免額,469.減免額,470.減免額,471.減免額合計,472.減免額子ども,473.減免額支援金,474.減免額項目英数字,475.減免額入力年月日,476.減免区分,477.減免区分コード名称,478.減免後医療決定額,479.減免後介護決定額,480.減免後合計決定額,481.減免後子ども決定額,482.減免後支援金決定額,483.減免審査理由,484.減免審査理由コード,485.減免審査理由短名称,486.減免前医療決定額,487.減免前介護決定額,488.減免前合計決定額,489.減免前子ども決定額,490.減免前支援金決定額,491.減免履歴番号,492.減免理由,493.減免理由コード,494.減免理由区分,495.減免理由区分短名称,496.現住所,497.現住所コード,498.現住所県名付加区分,499.現住所市番,500.現住所市番,501.現住所市番漢字,502.現住所郵便番号,503.現住所郵便番号,504.限度超過額,505.限度超過額_医療分_差額,506.限度超過額_介護分_差額,507.限度超過額_子ども分_差額,508.限度超過額_支援金分_差額,509.限度超過額,510.限度超過額,511.限度超過額,512.個人減免区分コード,513.個人産前産後免除額,514.個人産前産後免除額,515.個人産前産後免除額,516.個人産前産後免除額,517.個人産前産後免除額,518.個人産前産後免除額,519.個人年金保険料支払額,520.個人分税額,521.個人法人区分,522.個別項目コード選択,523.個別項目コード名称,524.個別項目英数字,525.個別項目英数字,526.個別項目英数字,527.個別項目英数字,528.個別項目英数字,529.個別項目英数字,530.個別項目英数字,531.個別項目英数字,532.個別項目英数字,533.個別項目英数字,534.個別項目英数字,535.固定税額,536.公開期限,537.公開対象コード,538.公開対象区分,539.公的年金支払額,540.公的年金所得額,541.公的年金等控除額,542.公的年金等所得控除額,543.公募外賃金所得額,544.公募他配当所得額,545.控除前軽減区分,546.控除理由,547.控除配区分,548.更新コンピュータ名,549.更新システム日時,550.更新ユーザID,551.更新業務日時,552.合計決定保険税額,553.合計決定保険税額,554.合計決定保険税額,555.合計決定保険税額,556.合計控除額,557.合計所得金額,558.合計増減調整額,559.合計増減調整額,560.合計増減調整額,561.合計増減調整額,562.国保引落額,563.国保引落額,564.国保引落端数額,565.国保資格区分,566.国保退職区分コード,567.国保退職区分コード,568.国保退職区分コード,569.国保退職区分コード,570.国保退職区分コード,571.国保退職区分コード,572.国保退職区分コード,573.国保退職区分コード,574.国保退職区分コード,575.国保退職区分コード,576.国保退職区分コード,577.国保退職区分コード,578.国保退職区分コード,579.国保退職区分コード,580.国保退職区分コード,581.国保退職有無フワグ00,582.国保退職有無フワグ01,583.国保退職有無フワグ02,584.国保退職有無フワグ03,585.国保退職有無フワグ04,586.国保退職有無フワグ05,587.国保退職有無フワグ06,588.国保退職有無フワグ07,589.国保退職有無フワグ08,590.国保退職有無フワグ09,591.国保退職有無フワグ10,592.国保退職有無フワグ11,593.国保退職有無フワグ12,594.国保有効フワグ,595.国保用基準総所得金額,596.国保用軽減判定用総所得金額,597.国保用所得割算定基礎額,598.国保履歴番号,599.差出ユーザID,600.雑損控除額,601.雑損損失額,602.山林所得額,603.産前産後免除18歳以上均等割額_子ども分_差額,604.産前産後免除18歳以上均等割額,605.産前産後免除18歳以上人数,606.産前産後免除フワグ00,607.産前産後免除フワグ01,608.産前産後免除フワグ02,609.産前産後免除フワグ03,610.産前産後免除フワグ04,611.産前産後免除フワグ05,612.産前産後免除フワグ06,613.産前産後免除フワグ07,614.産前産後免除フワグ08,615.産前産後免除フワグ09,616.産前産後免除フワグ10,617.産前産後免除フワグ11,618.産前産後免除フワグ12,619.産前産後免除均等割額,620.産前産後免除均等割額_医療分_差額,621.産前産後免除均等割額_介護分_差額,622.産前産後免除均等割額_子ども分_差額,623.産前産後免除均等割額_支援金分_差額,624.産前産後免除均等割額,625.産前産後免除均等割額,626.産前産後免除均等割額,627.産前産後免除均等割額,628.産前産後免除均等割額,629.産前産後免除均等割額,630.産前産後免除所得割額,631.産前産後免除所得割額_医療分_差額,632.産前産後免除所得割額_介護分_差額,633.産前産後免除所得割額_子ども分_差額,634.産前産後免除所得割額_支援金分_差額,635.産前産後免除所得割額,636.産前産後免除所得割額,637.産前産後免除所得割額,638.産前産後免除所得割額,639.産前産後免除所得割額,640.産前産後免除所得割額,641.産前産後免除人数,642.産前産後免除人数,643.産前産後免除人数,644.産前産後免除人数,645.産前産後免除人数,646.産前産後免除人数,647.産前産後免除人数,648.産前産後免除人数,649.産前産後免除人数,650.産前産後免除人数,651.産前産後免除人数,652.産前産後免除人数,653.産前産後免除人数,654.産前産後免除人数,655.産前産後免除人数,656.産前産後免除人数,657.産前産後免除人数,658.算出額,659.算出額_医療分_差額,660.算出額_介護分_差額,661.算出額_子ども分_差額,662.算出額_支援金分_差額,663.算出額,664.算出額,665.算出額,666.算定額,667.算定額_医療分_差額,668.算定額_介護分_差額,669.算定額_子ども分_差額,670.算定額_支援金分_差額,671.算定額,672.算定額,673.算定額,674.子ども引落額,675.子ども引落額,676.子ども引落端数額,677.子ども軽減均等割フワグ00,678.子ども軽減均等割フワグ01,679.子ども軽減均等割フワグ02,680.子ども軽減均等割フワグ03,681.子ども軽減均等割フワグ04,682.子ども軽減均等割フワグ05,683.子ども軽減均等割フワグ06,684.子ども軽減均等割フワグ07,685.子ども軽減均等割フワグ08,686.子ども軽減均等割フワグ09,687.子ども軽減均等割フワグ10,688.子ども軽減均等割フワグ11,689.子ども軽減均等割フワグ12,690.子ども軽減均等割額,691.子ども軽減均等割額_医療分_差額,692.子ども軽減均等割額_子ども分_差額,693.子ども軽減均等割額_支援金分_差額,694.子ども軽減均等割額,695.子ども軽減均等割額,696.子ども軽減均等割人数,697.子ども軽減均等割人数,698.子ども軽減均等割人数,699.子ども軽減均等割人数,700.子ども軽減均等割人数,1.

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

701.子ども軽減均等割人数11,702.子ども軽減均等割人数11,703.子ども軽減均等割人数12,704.子ども軽減均等割人数2,705.子ども軽減均等割人数3,706.子ども軽減均等割人数4,707.子ども軽減均等割人数5,708.子ども軽減均等割人数6,709.子ども軽減均等割人数7,710.子ども軽減均等割人数8,711.子ども軽減均等割人数9,712.子ども減免額,713.子ども減免率,714.子期別01期調定額,715.子期別02期調定額,716.子期別03期調定額,717.子期別04期調定額,718.子期別05期調定額,719.子期別06期調定額,720.子期別07期調定額,721.子期別08期調定額,722.子期別09期調定額,723.子期別10期調定額,724.子期別11期調定額,725.子期別12期調定額,726.子期別13期調定額,727.子期別特01期調定額,728.子期別特02期調定額,729.子期別特03期調定額,730.子期別特04期調定額,731.子期別特05期調定額,732.子期別特06期調定額,733.市町村均等割額,734.市町村端数切捨所得割額,735.市町村名称,736.支援金引落額,737.支援金引落額,738.支援金引落端数額,739.支援金減免額,740.支援金減免率,741.支援金退職引落額,742.支援金退職引落額,743.支援金退職引落端数額,744.支援金退職減免額,745.支援金退職減免率,746.支期別01期調定額,747.支期別02期調定額,748.支期別03期調定額,749.支期別04期調定額,750.支期別05期調定額,751.支期別06期調定額,752.支期別07期調定額,753.支期別08期調定額,754.支期別09期調定額,755.支期別10期調定額,756.支期別11期調定額,757.支期別12期調定額,758.支期別13期調定額,759.支期別特01期調定額,760.支期別特02期調定額,761.支期別特03期調定額,762.支期別特04期調定額,763.支期別特05期調定額,764.支期別特06期調定額,765.支退職01期期別調定額,766.支退職02期期別調定額,767.支退職03期期別調定額,768.支退職04期期別調定額,769.支退職05期期別調定額,770.支退職06期期別調定額,771.支退職07期期別調定額,772.支退職08期期別調定額,773.支退職09期期別調定額,774.支退職10期期別調定額,775.支退職11期期別調定額,776.支退職12期期別調定額,777.支退職13期期別調定額,778.支退職者分決定保険税額,779.支退職者分決定保険税額,1,780.支退職者分決定保険税額,2,781.支退職特01期期別調定額,782.支退職特02期期別調定額,783.支退職特03期期別調定額,784.支退職特04期期別調定額,785.支退職特05期期別調定額,786.支退職特06期期別調定額,787.氏名カナ,788.氏名漢字,789.資格有無フガ00,790.資格有無フガ01,791.資格有無フガ02,792.資格有無フガ03,793.資格有無フガ04,794.資格有無フガ05,795.資格有無フガ06,796.資格有無フガ07,797.資格有無フガ08,798.資格有無フガ09,799.資格有無フガ10,800.資格有無フガ11,801.資格有無フガ12,802.資産割額,803.資産割額_医療分_差額,804.資産割額_介護分_差額,805.資産割額_子ども分_差額,806.資産割額_支援金分_差額,807.資産割額,808.資産割額,809.資産割減免該当フガ01,811.資産割減免該当フガ02,812.資産割減免該当フガ03,813.資産割減免該当フガ04,814.資産割減免該当フガ05,815.資産割減免該当フガ06,816.資産割減免該当フガ07,817.資産割減免該当フガ08,818.資産割減免該当フガ09,819.資産割減免該当フガ10,820.資産割減免該当フガ11,821.資産割減免該当フガ12,822.資産割減免額_医療,823.資産割減免額_介護,824.資産割減免額_子ども,825.資産割減免額_支援,826.資産割減免率,827.資産割算定基礎額,828.資産割算定基礎額_医療分_差額,829.資産割算定基礎額_介護分_差額,830.資産割算定基礎額_子ども分_差額,831.資産割算定基礎額_支援金分_差額,832.資産割算定基礎額,833.資産割算定基礎額,834.資産割算定基礎額,835.資産割算定基礎額,836.資料区分,837.資料区分コード短名称,838.自治体住所,839.自治体住所番号,840.失業ただし書き用給与所得額,841.失業ただし書き用給与所得金額,842.失業基準給与所得金額,843.失業給与所得額,844.失業軽減判定用総所得金額,845.失業者一般分決定保険税額,846.失業者一般分決定保険税額,1,847.失業者一般分決定保険税額,2,848.失業者一般分増減調整額,849.失業者一般分増減調整額,1,850.失業者一般分増減調整額,2,851.失業者該当フガ00,852.失業者該当フガ01,853.失業者該当フガ02,854.失業者該当フガ03,855.失業者該当フガ04,856.失業者該当フガ05,857.失業者該当フガ06,858.失業者該当フガ07,859.失業者該当フガ08,860.失業者該当フガ09,861.失業者該当フガ10,862.失業者該当フガ11,863.失業者該当フガ12,864.失業者該当非該当フガ,865.失業者該当非該当フガ,866.失業者該当非該当フガ,1,867.失業者該当非該当フガ,2,868.失業者該当非該当フガ,3,869.失業者軽減区分,870.失業者軽減区分,1,871.失業者軽減区分,2,872.失業者軽減区分,3,873.失業者限度超過額,874.失業者限度超過額,1,875.失業者限度超過額,2,876.失業者限度超過額,3,877.失業者合計決定保険税額,878.失業者合計決定保険税額,1,879.失業者合計決定保険税額,2,880.失業者合計決定保険税額,3,881.失業者合計分増減調整額,882.失業者合計分増減調整額,1,883.失業者合計分増減調整額,2,884.失業者合計分増減調整額,3,885.失業者算出額,886.失業者算出額,1,887.失業者算出額,2,888.失業者算出額,3,889.失業者算定額,890.失業者算定額,1,891.失業者算定額,2,892.失業者算定額,3,893.失業者所得割額,894.失業者所得割額,1,895.失業者所得割額,2,896.失業者所得割額,3,897.失業者所得割算定基礎額,898.失業者所得割算定基礎額,1,899.失業者所得割算定基礎額,2,900.失業者所得割算定基礎額,3,901.失業者切り捨て端数額,902.失業者切り捨て端数額,1,903.失業者切り捨て端数額,2,904.失業者切り捨て端数額,3,905.失業者退職限度超過額,906.失業者退職限度超過額,1,907.失業者退職限度超過額,2,908.失業者退職算出額,909.失業者退職算出額,1,910.失業者退職算出額,2,911.失業者退職算定額,912.失業者退職算定額,1,913.失業者退職算定額,2,914.失業者退職者分増減調整額,915.失業者退職者分増減調整額,1,916.失業者退職者分増減調整額,2,917.失業者退職所得割額,918.失業者退職所得割額,1,919.失業者退職所得割額,2,920.失業者退職所得割算定基礎額,921.失業者退職所得割算定基礎額,1,922.失業者退職所得割算定基礎額,2,923.失業者退職切り捨て端数額,924.失業者退職切り捨て端数額,1,925.失業者退職切り捨て端数額,2,926.失業者退職年間保険税,927.失業者退職年間保険税,1,928.失業者退職年間保険税,2,929.失業者年間保険税,930.失業者年間保険税,1,931.失業者年間保険税,2,932.失業者年間保険税,3,933.失業所得割算定基礎額,934.失業総所得金額,935.社会保険料控除額,936.主たる給与支払額,937.取得異動年月日,938.取得国保異動区分,939.取得事由国保異動事由,940.取得届出年月日,941.住民区分,942.住民区分名称,943.住民税申告区分,944.住民税非課税該当コード,945.住民税未申告該当コード,946.住民税未申告該当コード短名称,947.従たる給与支払額,948.重要度コード,949.準資格該当準資格区分,950.純損失額,951.初期登録業務日時,952.所得割額,953.所得割額_医療分_差額,954.所得割額_介護分_差額,955.所得割額_子ども分_差額,956.所得割額_支援金分_差額,957.所得割額,958.所得割額,2,959.所得割額,3,960.所得割減免該当フガ01,961.所得割減免該当フガ02,962.所得割減免該当フガ03,963.所得割減免該当フガ04,964.所得割減免該当フガ05,965.所得割減免該当フガ06,966.所得割減免該当フガ07,967.所得割減免該当フガ08,968.所得割減免該当フガ09,969.所得割減免該当フガ10,970.所得割減免該当フガ11,971.所得割減免該当フガ12,972.所得割減免額_医療,973.所得割減免額_介護,974.所得割減免額_子ども,975.所得割減免額_支援,976.所得割減免率,977.所得割算定基礎額,978.所得割算定基礎額_医療分_差額,979.所得割算定基礎額_介護分_差額,980.所得割算定基礎額_子ども分_差額,981.所得割算定基礎額_支援金分_差額,982.所得割算定基礎額,983.所得割算定基礎額,2,984.所得割算定基礎額,3,985.所得金額調整控除額,986.所得合計控除額,987.所得把握区分コード,988.商品先物取引所得額,989.小規模共済控除額,990.障害者区分,991.障害者手帳該当非該当フガ,992.条例減免額,993.条例減免額_医療分_差額,994.条例減免額_子ども分_差額,995.条例減免額_支援金分_差額,996.条例減免額,2,997.条例減免額,3,998.条例減免額退職,999.条例減免額退職,2,1000.条例減免額退職,3,1001.譲渡繰越損失額,1002.譲渡所得額,1003.寝たきり65歳以上該当非該当フガ,1004.審査結果区分,1005.審査結果区分名称,1006.申請年月日,1007.推定所得額,1008.世帯区分,1009.世帯区分,1010.世帯区分,1011.世帯区分,1012.世帯区分,1013.世帯区分,1014.世帯区分,1015.世帯区分,1016.世帯区分,1017.世帯区分,1018.世帯区分,1019.世帯区分,1020.世帯区分,1021.世帯区分,1022.世帯区分,1023.世帯区分,1024.世帯区分,1025.世帯区分,1026.世帯区分,1027.世帯区分,1028.世帯区分,1029.世帯区分,1030.世帯区分,1031.世帯区分,1032.世帯区分コード短名称,1033.世帯区分コード短名称,1034.世帯区分コード短名称,1035.世帯区分コード短名称,1036.世帯区分コード短名称,1037.世帯区分コード短名称,1038.世帯区分コード短名称,1039.世帯区分コード短名称,1040.世帯区分コード短名称,1041.世帯区分コード短名称,1042.世帯区分コード短名称,1043.世帯区分コード短名称,1044.世帯区分コード短名称,1045.世帯区分コード短名称,1046.世帯区分コード短名称,1047.世帯区分コード短名称,1048.世帯区分コード短名称,1049.世帯区分コード短名称,1050.世帯区分コード短名称,4,

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

1051.世帯区分コード短名称5,1052.世帯区分コード短名称6,1053.世帯区分コード短名称7,1054.世帯区分コード短名称8,1055.世帯区分コード短名称9,1056.世帯減免額_医療分_差額,1057.世帯減免額_介護分_差額,1058.世帯減免額_子ども分_差額,1059.世帯減免額_支援金分_差額,1060.世帯産前産後免除18歳以上均等割額03,1061.世帯産前産後免除18歳以上人数03,1062.世帯産前産後免除均等割額,1063.世帯産前産後免除均等割額01,1064.世帯産前産後免除均等割額02,1065.世帯産前産後免除均等割額03,1066.世帯産前産後免除均等割額1,1067.世帯産前産後免除均等割額2,1068.世帯産前産後免除所得割額,1069.世帯産前産後免除所得割額01,1070.世帯産前産後免除所得割額02,1071.世帯産前産後免除所得割額03,1072.世帯産前産後免除所得割額1,1073.世帯産前産後免除所得割額2,1074.世帯産前産後免除人数,1075.世帯産前産後免除人数01,1076.世帯産前産後免除人数02,1077.世帯産前産後免除人数03,1078.世帯産前産後免除人数1,1079.世帯産前産後免除人数2,1080.世帯主宛名番号,1081.世帯主氏名漢字,1082.世帯番号,1083.性別区分,1084.性別区分コード短名称,1085.性別名称,1086.生年月日,1087.生命保険料控除額,1088.青色専従該当人数,1089.先物取引損失額,1090.専従者控除額,1091.前回医療減免額,1092.前回医療退職減免額,1093.前回介護減免額,1094.前回介護退職減免額,1095.前回減免理由,1096.前回減免理由コード,1097.前回子ども減免額,1098.前回支援金減免額,1099.前回支援金退職減免額,1100.前回申請年月日,1101.前回登録年月日,1102.前住所コード,1103.前住所地方番,1104.前住所郵便番号,1105.喪失異動年月日,1106.喪失国保異動区分,1107.喪失事由国保異動事由,1108.喪失届出年月日,1109.総合一時所得額,1110.総合譲渡短期差引額,1111.総合譲渡短期所得額,1112.総合譲渡長期差引額,1113.総合譲渡長期所得額,1114.総合譲渡分特別控除額,1115.総合退職所得額,1116.総所得金額,1117.増減調整額_医療分_差額,1118.増減調整額_介護分_差額,1119.増減調整額_子ども分_差額,1120.増減調整額_支援金分_差額,1121.続柄コード,1122.存在フラグ,1123.損害保険料控除額,1124.退決定保険税額1,1125.退決定保険税額2,1126.退職01期期別調定額,1127.退職02期期別調定額,1128.退職03期期別調定額,1129.退職04期期別調定額,1130.退職05期期別調定額,1131.退職06期期別調定額,1132.退職07期期別調定額,1133.退職08期期別調定額,1134.退職09期期別調定額,1135.退職10期期別調定額,1136.退職11期期別調定額,1137.退職12期期別調定額,1138.退職13期期別調定額,1139.退職均等割額,1140.退職均等割額1,1141.退職均等割額2,1142.退職均等割人数,1143.退職均等割人数1,1144.退職均等割人数2,1145.退職区分コード短名称0,1146.退職区分コード短名称1,1147.退職区分コード短名称10,1148.退職区分コード短名称11,1149.退職区分コード短名称12,1150.退職区分コード短名称13,1151.退職区分コード短名称14,1152.退職区分コード短名称4,1153.退職区分コード短名称5,1154.退職区分コード短名称6,1155.退職区分コード短名称7,1156.退職区分コード短名称8,1157.退職区分コード短名称9,1158.退職軽減均等割額,1159.退職軽減均等割額1,1160.退職軽減均等割額2,1161.退職軽減平等割額,1162.退職軽減平等割額1,1163.退職軽減平等割額2,1164.退職減免額,1165.退職減免額1,1166.退職減免額2,1167.退職限度超過額,1168.退職限度超過額1,1169.退職限度超過額2,1170.退職個人産前産後免除額,1171.退職個人産前産後免除額01,1172.退職個人産前産後免除額02,1173.退職個人産前産後免除額03,1174.退職個人産前産後免除額2,1175.退職産前産後免除均等割額,1176.退職産前産後免除均等割額01,1177.退職産前産後免除均等割額02,1178.退職産前産後免除均等割額1,1179.退職産前産後免除均等割額2,1180.退職産前産後免除所得割額,1181.退職産前産後免除所得割額01,1182.退職産前産後免除所得割額02,1183.退職産前産後免除所得割額1,1184.退職産前産後免除所得割額2,1185.退職産前産後免除人数,1186.退職産前産後免除人数01,1187.退職産前産後免除人数02,1188.退職産前産後免除人数1,1189.退職産前産後免除人数2,1190.退職算出額,1191.退職算出額1,1192.退職算出額2,1193.退職算定額,1194.退職算定額1,1195.退職算定額2,1196.退職子ども軽減均等割額,1197.退職子ども軽減均等割額02,1198.退職子ども軽減均等割人数,1199.退職子ども軽減均等割人数02,1200.退職資産割額,1201.退職資産割額1,1202.退職資産割額2,1203.退職資産割算定基礎額,1204.退職資産割算定基礎額1,1205.退職資産割算定基礎額2,1206.退職者フラグ,1207.退職者分決定保険税額,1208.退職者分増減調整額,1209.退職所得割額,1210.退職所得割額1,1211.退職所得割額2,1212.退職所得割算定基礎額,1213.退職所得割算定基礎額1,1214.退職所得割算定基礎額2,1215.退職特01期期別調定額,1216.退職特02期期別調定額,1217.退職特03期期別調定額,1218.退職特04期期別調定額,1219.退職特05期期別調定額,1220.退職特06期期別調定額,1221.退職年間保険税額,1222.退職年間保険税額1,1223.退職年間保険税額2,1224.退職被保険0,1225.退職被保険1,1226.退職被保険10,1227.退職被保険11,1228.退職被保険12,1229.退職被保険2,1230.退職被保険3,1231.退職被保険4,1232.退職被保険5,1233.退職被保険6,1234.退職被保険7,1235.退職被保険8,1236.退職被保険9,1237.退職平等割額,1238.退職平等割額1,1239.退職平等割額2,1240.退職増減調整額,1241.退職増減調整額2,1242.単身軽減区分コード短名称,1243.単身軽減区分コード短名称,1244.単身軽減区分コード短名称0,1245.単身軽減区分コード短名称1,1246.単身軽減区分コード短名称10,1247.単身軽減区分コード短名称11,1248.単身軽減区分コード短名称12,1249.単身軽減区分コード短名称2,1250.単身軽減区分コード短名称3,1251.単身軽減区分コード短名称4,1252.単身軽減区分コード短名称5,1253.単身軽減区分コード短名称6,1254.単身軽減区分コード短名称7,1255.単身軽減区分コード短名称8,1256.単身軽減区分コード短名称9,1257.単身世帯軽減区分1,1258.単身世帯軽減区分2,1259.単身世帯軽減区分3,1260.単身世帯軽減区分10,1261.単身世帯軽減区分11,1262.単身世帯軽減区分12,1263.単身世帯軽減区分2,1264.単身世帯軽減区分3,1265.単身世帯軽減区分4,1266.単身世帯軽減区分5,1267.単身世帯軽減区分6,1268.単身世帯軽減区分7,1269.単身世帯軽減区分8,1270.単身世帯軽減区分9,1271.単身平等割額_医療分_差額,1272.単身平等割額_介護分_差額,1273.単身平等割額_子ども分_差額,1274.単身平等割額_支援金分_差額,1275.短期一般差引額,1276.短期一般所得額,1277.短期一般特別控除額,1278.短期軽減差引額,1279.短期軽減所得額,1280.短期軽減特別控除額,1281.短期特別控除額,1282.端数処理コード,1283.端数処理コードコード名称,1284.知的障害者該当該当非該当フラグ,1285.徴収区分2分の1判定結果,1286.徴収区分資格判定結果,1287.徴収区分設定理由区分,1288.徴収区分登録年月日,1289.徴収区分備考,1290.超短期所得額,1291.長期一般差引額,1292.長期一般所得額,1293.長期一般特別控除額,1294.長期軽減差引額,1295.長期軽減課所得額,1296.長期軽減課特別控除額,1297.長期損害保険料支払額,1298.長期特定差引額,1299.長期特定所得額,1300.長期特定特別控除額,1301.長期特別控除額,1302.長期特別差引額,1303.長期特別所得額,1304.長期特別特別控除額,1305.通知書番号,1306.転入前住所,1307.転入前住所コード,1308.転入前住所地方番,1309.転入前住所方書漢字,1310.転入前住所郵便番号,1311.登録日付,1312.登録年月日,1313.都道府県均等割額,1314.都道府県端数切捨所得割額,1315.土地等雑所得額,1316.当方課名,1317.当方市町村名称,1318.当方住所,1319.当方電話番号,1320.当方内線番号,1321.当方郵便番号,1322.特徴依頼,1323.特徴依頼フラグ,1324.特徴依頼結果,1325.特徴依頼年月日,1326.特徴開始期,1327.特徴開始月,1328.特徴停止フラグ,1329.特徴停止年月日,1330.特定株式損失額,1331.特定支出控除額,1332.特定中小株式損失額,1333.特別控除額,1334.特別徴収義務者コード,1335.特別徴収義務者コード1,1336.特別徴収義務者コード2,1337.肉用牛売却価格,1338.肉用牛免税対象外所得額,1339.肉用牛免税対象所得額,1340.年間保険金額_医療分_差額,1341.年間保険金額_介護分_差額,1342.年間保険金額_子ども分_差額,1343.年間保険金額_支援金分_差額,1344.年間保険税額,1345.年間保険税額1,1346.年間保険税額2,1347.年間保険税額3,1348.年金雑所得額,1349.年金支給額,1350.年金支給額1,1351.年金支給額2,1352.年金名称,1353.年金名称1,1354.年金名称2,1355.年度切替コード,1356.年齢,1357.農業所得額,1358.配偶者区分,1359.配偶者特別控除額,1360.配専区分,1361.配特有無区分フラグ,1362.白色専従該当人数,1363.発行フラグ,1364.発行日,1365.判定時更正履歴番号,1366.被保険0,1367.被保険1,1368.被保険10,1369.被保険11,1370.被保険12,1371.被保険2,1372.被保険3,1373.被保険4,1374.被保険5,1375.被保険6,1376.被保険7,1377.被保険8,1378.被保険9,1379.備考_255,1380.不動産所得額,1381.扶養一般該当人数,1382.扶養同居特障該当人数,1383.扶養同居老人該当人数,1384.扶養特障該当人数,1385.扶養特定該当人数,1386.扶養年少該当人数,1387.扶養普障該当人数,1388.扶養老人該当人数,1389.分離配当所得額,1390.文字列型予備項目,1391.平等割額,1392.平等割額_医療分_差額,1393.平等割額_介護分_差額,1394.平等割額_子ども分_差額,1395.平等割額_支援金分_差額,1396.平等割額1,1397.平等割額2,1398.平等割額3,1399.平等割減免該当フラグ01,1400.平等割減免該当フラグ02,1401.平等割減免該当フラグ03,1402.平等割減免該当フラグ04,1403.平等割減免該当フラグ05,1404.平等割減免該当フラグ06,1405.平等割減免該当フラグ07,1406.平等割減免該当フラグ08,1407.平等割減免該当フラグ09,1408.平等割減免該当フラグ10,1409.平等割減免該当フラグ11,1410.平等割減免該当フラグ12,1411.平等割減免額医療,1412.平等割減免額介護,1413.平等割減免額子ども,1414.平等割減免額支援,1415.平等割減免率,1416.変動所得額,1417.編集済氏名カナ,1418.編集済氏名漢字,1419.保険証番号結合コンピュータ名,1420.保険証番号結合ユーザ名,1421.保険証番号結合処理年月日,1422.本専区分,1423.本徴収通知書番号,1424.未申告該当非該当フラグ,1425.未成年区分,1426.免税所得額,1427.役場郵便番号,1428.有効フラグ,1429.予備金額6,1430.予備金額7,1431.予備金額8,1432.利子所得額,1433.臨時所得額,1434.連番,1435.老人70歳以上該当非該当フラグ,1436.老年者区分

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険資格ファイル

1.自治体コード,2.宛名番号,3.個人番号,4.CPU連番,5.EUC宛名番号,6.EUC宛名番号名寄先,7.EUC行政区コード,8.EUC行政区コード名寄先,9.EUC行政区名称,10.EUC行政区名称名寄先,11.EUC住所,12.EUC住所コード,13.EUC住所コード名寄先,14.EUC住所名寄先,15.EUC性別区分,16.EUC性別区分名寄先,17.EUC性別名称,18.EUC性別名称名寄先,19.EUC生年月日,20.EUC生年月日名寄先,21.EUC地番,22.EUC地番名寄先,23.EUC納管人宛名番号,24.EUC納管人行政区コード,25.EUC納管人行政区名称,26.EUC納管人住所,27.EUC納管人住所コード,28.EUC納管人性別区分,29.EUC納管人性別名称,30.EUC納管人生年月日,31.EUC納管人地番,32.EUC納管人編集済氏名カナ,33.EUC納管人編集済氏名漢字,34.EUC納管人方書漢字,35.EUC納管人郵便番号,36.EUC編集済氏名カナ,37.EUC編集済氏名カナ名寄先,38.EUC編集済氏名漢字,39.EUC編集済氏名漢字名寄先,40.EUC方書漢字,41.EUC方書漢字名寄先,42.EUC郵便番号,43.EUC郵便番号名寄先,44.カナ方書,45.キー項目ID,46.キー項目値,47.キー項目名,48.コード・ソート順,49.サブ履歴番号,50.サブ履歴番号,51.ソート順,52.マル長該当年月日,53.マル長非該当年月日,54.メID,55.メタイトル,56.メ内容,57.ユーザ名,58.宛名ソートキー,59.宛名フラグ,60.宛名異動事由コード,61.宛名異動届出日,62.宛名異動日,63.宛名県名付加区分,64.宛名後漢字地番数値,65.宛名行政区コード,66.宛名行政区名称,67.宛名氏名カナ,68.宛名氏名漢字,69.加入年月日,70.宛名自治会コード,71.宛名自治会名称,72.宛名住所,73.宛名住所コード,74.宛名住所変更フラグ,75.宛名住民区分,76.宛名住民区分コード,77.宛名小学校区コード,78.宛名小学校区名称,79.宛名消除区分,80.宛名消除事由コード,81.宛名世帯主氏名カナ,82.宛名世帯主氏名漢字,83.宛名世帯番号,84.宛名生年月日,85.宛名税目名称,86.宛名税目名称略称,87.宛名前漢字地番数値,88.宛名増減異動日,89.宛名増減事由コード,90.宛名続柄コード,91.宛名地番,92.宛名地番数値,93.宛名地番数値,94.宛名地番数値,95.宛名中学校区コード,96.宛名中学校区名称,97.宛名町内会コード,98.宛名町内会名称,99.宛名年齢,100.宛名番号12,101.宛名部屋番号,102.宛名方書カナ,103.宛名方書漢字,104.宛名郵便番号,105.宛名連絡先コード,106.異動区分,107.異動事由コード,108.異動事由名称,109.異動事由名称0,110.異動事由名称1,111.異動届出日,112.異動日,113.医療機関番号,114.医療機関住所,115.医療機関住所コード,116.医療機関地番,117.医療機関点数区分,118.医療機関番号,119.医療機関方書,120.医療機関名称漢字,121.医療機関郵便番号,122.医療機関略称,123.一定以上所得区分コード,124.一般退職区分,125.一般退職区分コード,126.員番,127.加入年月日,128.科目,129.課税区分01,130.課税区分02,131.課税区分03,132.課税区分04,133.課税区分05,134.課税区分06,135.課税区分07,136.課税区分08,137.課税区分09,138.課税区分10,139.課税区分11,140.課税区分12,141.課税所得金額,142.課税非課税区分コード,143.解除申請取消区分,144.回収ユーザID,145.回収年月日,146.開始年月日,147.外国人住定事由コード,148.外国人通称氏名カナ,149.外国人通称氏名漢字,150.外国人登録証番号,151.外国人本名,152.外国人本名カナ,153.外登法併記名カナ,154.外登法併記名漢字,155.該当終了年月日,156.該当年月日,157.学遠区分,158.学遠区分コード短名称,159.完納国保データーフラグ,160.官公庁フラグ,161.漢字方書,162.期別,163.記載順位,164.却下ユーザID,165.却下決定日,166.却下理由,167.給付開始年月日,168.給付差止コード,169.旧ただし書き所得,170.旧ただし書き所得判定適用フラグ,171.旧ただし書き所得不明フラグ,172.旧宛名番号,173.旧氏名カナ,174.旧氏名漢字,175.旧自治体コード,176.旧保険証番号,177.居住地住所,178.居住地住所コード,179.居住地番,180.居住地方書カナ,181.居住地方書漢字,182.居住地郵便番号,183.居所判明フラグ,184.居所判明日,185.共有者フラグ,186.共有者取込元番号,187.共有者人数,188.業務ID,189.業務名,190.銀行コード,191.銀行名,192.区コード,193.契約医療機関コード,194.契約外医療機関名称,195.掲載希望区分,196.決裁状態,197.決定期間月数,198.決定減額割合,199.決定減免開始年月日,200.決定減免区分コード,201.決定減免区分名称,202.決定減免終了年月日,203.決定内容コード,204.決定内容名称,205.決定年月日,206.決定理由詳細,207.月,208.検索区分,209.検索用宛名氏名カナ,210.検索用宛名氏名漢字,211.検索用宛名世帯主氏名カナ,212.検索用宛名世帯主氏名漢字,213.検索用外登法併記名カナ,214.検索用外登法併記名漢字,215.検索用旧氏名カナ,216.検索用旧氏名漢字,217.検索用氏名カナ,218.検索用氏名漢字,219.検索用世帯主氏名カナ,220.検索用世帯主氏名漢字,221.検索用通称氏名カナ,222.検索用通称氏名漢字,223.検索用併記氏名カナ,224.検索用併記氏名漢字,225.検索用本名氏名カナ,226.検索用本名氏名漢字,227.元号フラグ,228.減額認定申請国保履歴番号,229.減額認定申請最新フラグ,230.減額認定申請適用区分コード,231.減額認定申請発効期日,232.現居住地地区コード,233.現住所,234.現住所コード,235.現住所県名付加区分,236.現住所後漢字地番数値,237.現住所行政区コード,238.現住所行政区名称,239.現住所自治会コード,240.現住所自治会名称,241.現住所小学校区コード,242.現住所小学校区名称,243.現住所前漢字地番数値,244.現住所地番,245.現住所地番数値,246.現住所地番数値,247.現住所地番数値,248.現住所中学校区コード,249.現住所中学校区名称,250.現住所町内会コード,251.現住所町内会名称,252.現住所部屋番号,253.現住所方書カナ,254.現住所方書漢字,255.現住所郵便番号,256.現住所郵便番号,257.宛名番号引継フラグ,258.宛名番号結合コンピュータ名,259.宛名番号結合ユーザ名,260.宛名番号結合処理年月日,261.個人法人区分,262.個人法人区分コード短名称,263.個人法人区分コード短名称略称,264.個人履歴番号,265.個別連携フラグ,266.後漢字地番数字,267.後漢字地番数値,268.交付ユーザID,269.交付氏名カナ,270.交付氏名漢字,271.交付世帯主氏名カナ,272.交付世帯主氏名漢字,273.交付年月日,274.公開期限,275.公開所属ID,276.公開所属名,277.公開対象コード,278.公開対象区分,279.公開対象名称,280.公示送達日,281.口座停止日,282.口座登録区分,283.口座登録区分名称,284.口座番号,285.口座名義人カナ,286.口座優先区分,287.更新コンピュータ名,288.更新システム日時,289.更新ユーザID,290.更新業務日時,291.行政区コード,292.行政区名称,293.高校生以下人数,294.高齢者該当非該当フラグ,295.高齢者旧ただし書き所得合計,296.高齢者国保履歴番号,297.高齢者最新フラグ,298.高齢者証有無フラグ,299.高齢者到達予定フラグ,300.高齢者年齢到達年月日,301.高齢者発効期年月日,302.高齢者判定連番,303.高齢者負担区分,304.高齢者老人該当人数,305.高齢者老人判定収入額,306.高齢者老人判定所得額,307.国籍コード,308.国籍コード名称,309.国籍名,310.国保異動区分,311.国保異動事由,312.国保異動事由コード名称01,313.国保異動事由コード名称02,314.国保異動年月日,315.国保個人最新フラグ,316.国保再判定区分,317.国保資格区分,318.国保資格区分名称,319.国保資格取得事由,320.国保資格取得届出日,321.国保資格取得年月日,322.国保資格喪失事由,323.国保資格喪失届出日,324.国保資格喪失年月日,325.国保世帯最新フラグ,326.国保届出年月日,327.国保認定申請国保備考欄,328.国保年金種別コード,329.国保年金種別コードコード名称,330.国保年金名称コード,331.国保年金名称コードコード名称,332.国保扶養事由区分,333.国保扶養事由区分コード短名称,334.国保保険者国保備考欄,335.国保有効フラグ,336.国保履歴番号,337.混合世帯番号,338.差出ユーザID,339.再発送日,340.再発送年月日,341.最新フラグ,342.在留期間コード,343.在留期間コード月,344.在留期間コード日,345.在留期間コード年,346.在留期間開始日,347.在留期間終了日,348.在留期限日,349.在留資格コード,350.在留資格名称,

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

351.削除フラグ,352.産業分類コード,353.産前産後免除開始年月,354.産前産後免除終了年月,355.使用業務コード,356.使用業務名称,357.市町村均等割額,358.市町村被保険者ID,359.市町村被保険者番号,360.支店コード,361.支店名,362.支店名カナ,363.支店名漢字,364.支払年月日,365.支払方法コード,366.支払方法名称,367.施設名称漢字,368.枝番,369.氏名,370.氏名カナ,371.氏名カナ変更フラグ,372.氏名漢字,373.氏名漢字変更フラグ,374.資料区分,375.事業所名,376.次CPU連番,377.自治会コード,378.自治会名称,379.執行停止区分,380.実定日,381.社保異動年月日,382.社保記号,383.社保番号,384.社保被保険者氏名漢字,385.社保保険証交付年月日,386.取込連番,387.取消年月日,388.取消理由詳細,389.取得異動年月日,390.取得旧被扶養者区分,391.取得国保異動区分,392.取得事由国保異動事由,393.取得時効年月日,394.取得届出年月日,395.受信年月日,396.受診券発行年月日,397.受診券有効期限,398.受診種別,399.受診種別名称,400.受診年度,401.受付年月日,402.受付番号C10,403.受理区分,404.受理区分名称,405.就任年月日,406.集約保険証番号,407.住所,408.住所コード,409.住所地番,410.住定届出日,411.住定日,412.住民区分,413.住民区分コード短名称,414.住民区分コード短名称略称,415.住民税非課税該当コード,416.住民届出日,417.住民日,418.重要度コード,419.重要度名称,420.出産予定年月日,421.準資格該当異動年月日,422.準資格該当準資格区分,423.準資格該当届出年月日,424.準資格区分コード名称,425.準資格施設区分,426.準資格施設区分コード名称,427.準資格非該当異動年月日,428.準資格非該当準資格区分,429.準資格非該当届出年月日,430.準資格非該当予定年月日,431.処分基準期別収納額,432.処分基準期別税額,433.処分基準国保期別,434.処分基準対象年度,435.処分基準通知書番号,436.処分基準納期限,437.処分基準賦課年度,438.処理フラグ,439.処理年月日,440.処理番号,441.初回取込連番,442.初期登録業務日時,443.所属名,444.所得データ区分,445.所得データ取込年月日,446.所得取込み区分,447.助成金,448.傷病名称,449.小学校区コード,450.小学校区名称,451.小分類名,452.承認年月日,453.消除フラグ,454.消除区分コード短名称,455.消除区分コード短名称略称,456.消除事由漢字,457.証区分,458.証区分コード名称,459.証区分名称,460.振込フラグ,461.振込先銀行コード,462.振込先宛名番号,463.振込先支店コード,464.振替区分,465.振替区分コード短名称,466.振替区分コード短名称略称,467.新規異動事由,468.申込年月日,469.申請ユーザID,470.申請期間月数,471.申請区分コード,472.申請区分コード名称,473.申請減額割合,474.申請減免開始年月日,475.申請減免区分コード,476.申請減免区分名称,477.申請減免終了年月日,478.申請事由コード,479.申請者宛名番号,480.申請種別コード,481.申請種別名称,482.申請書作成年月日,483.申請情報連携年月日,484.申請日,485.申請年月日,486.申請方法,487.申請方法名称,488.申請履歴番号,489.申請理由コード,490.申請理由詳細,491.申請理由名称,492.親事業所コード,493.人間ドック任意区分,494.人間ドック任意区分名称,495.世帯主開始届出年月日,496.世帯主開始年月日,497.世帯主宛名番号,498.世帯主氏名カナ,499.世帯主氏名カナ変更フラグ,500.世帯主氏名漢字,501.世帯主氏名漢字変更フラグ,502.世帯主終了届出年月日,503.世帯主終了年月日,504.世帯主世帯区分,505.世帯内最高所得額,506.世帯番号,507.世帯番号11,508.世帯非課税区分コード,509.世帯負担区分,510.世帯未申告区分,511.性別コード,512.性別区分,513.性別区分コード短名称,514.性別区分コード短名称略称,515.生年月日,516.生年月日不詳フラグ,517.生年月日不詳文字,518.税目コード,519.設定有効年月日,520.設立年月日,521.前CPU連番,522.前回世帯負担区分,523.前回負担区分,524.前漢字地番数字,525.前漢字地番数値,526.組織コード,527.組織名称,528.組織名称カナ,529.喪失異動年月日,530.喪失旧被扶養者区分,531.喪失国保異動区分,532.喪失事由国保異動事由,533.喪失時効年月日,534.喪失届出年月日,535.送付開始年月日,536.送付終了年月日,537.送付先後漢字地番数値,538.送付先行政区コード,539.送付先行政区名称,540.送付先氏名カナ,541.送付先氏名漢字,542.送付先住所,543.送付先住所コード,544.送付先住所地番,545.送付先前漢字地番数値,546.送付先地番数値,547.送付先地番数値,548.送付先地番数値,549.送付先部屋番号,550.送付先方書カナ,551.送付先方書漢字,552.送付先郵便番号,553.増減異動日,554.増減事由コードコード短名称,555.続柄コード,556.続柄名称漢字,557.多胎該当非該当フラグ,558.対象年度,559.退職異動事由区分コード名称01,560.退職異動事由区分コード名称02,561.退職該当異動年月日,562.退職該当時効年月日,563.退職該当退職異動事由区分,564.退職該当届出年月日,565.退職非該当異動年月日,566.退職非該当時効年月日,567.退職非該当退職異動事由区分,568.退職非該当届出年月日,569.代表者宛名番号,570.代表者氏名カナ,571.代表者氏名漢字,572.脱退年月日,573.短期証種別区分,574.端数切捨市町村所得割額,575.地番,576.地番数字,577.地番数字,578.地番数字,579.地番数値,580.地番数値,581.地番数値,582.中学校区コード,583.中学校区名称,584.帳票ID,585.帳票種類判定,586.帳票状態コード,587.帳票名称,588.町内会コード,589.町内会名称,590.調査状況,591.調査状況名称,592.調査対象,593.調定額,594.長期入院該当年月日,595.通称氏名カナ,596.通称氏名漢字,597.通称名カナ,598.通称名漢字,599.通知書番号,600.通帳番号末番,601.低所得区分コード,602.低所得用合計所得額,603.停止解除日,604.適用年月日,605.転出先後漢字地番数値,606.転出先住所,607.転出先住所コード,608.転出先住所方書漢字,609.転出先前漢字地番数値,610.転出先地番,611.転出先地番数値,612.転出先地番数値,613.転出先地番数値,614.転出先部屋番号,615.転出先方書カナ,616.転出先方書漢字,617.転出先郵便番号,618.転入前住所,619.転入前住所コード,620.転入前住所地番,621.転入前住所方書カナ,622.転入前住所方書漢字,623.転入前住所郵便番号,624.転入前地番,625.転入前部屋番号,626.電話番号,627.電話番号ID,628.電話番号区分,629.電話番号区分名称,630.登記簿チェック,631.登録資格区分,632.登録資格区分名称,633.登録資格区分略称,634.登録日,635.登録日付,636.途中変更適用年月日,637.途中変更負担区分,638.同定フラグ,639.特徴指定番号,640.特定検診該当非該当フラグ,641.特定検診受診フラグ,642.特定疾病交付区分,643.特定疾病最新フラグ,644.特定疾病自己負担限度額,645.特定疾病証表示名称,646.特定疾病認定区分,647.特定疾病発行期日,648.内線番号,649.入外区分,650.入外区分名称,651.入力年月日,652.任意キー,653.任意世帯番号,654.認可年月日,655.年金取得年月日,656.納管人開始年月日,657.納管人区分,658.納管人区分コード短名称,659.納管人区分コード短名称略称,660.納管人宛名番号,661.納管人終了年月日,662.納組コード,663.納組会長宛名番号,664.納組名称,665.納組優先区分,666.廃止年月日,667.発効期年月日,668.発行回数,669.発行管理番号,670.発行区分コード,671.発行区分コード名称,672.発行済帳票種別区分,673.発行済帳票種別区分名称,674.発行年月日,675.発行履歴国保ID,676.発送先氏名,677.発送先住所,678.発送先地番,679.発送先方書,680.発送先郵便番号,681.発送日,682.発病年月日,683.判定事由コード,684.判定事由コードコード名称,685.判定事由該当年月日,686.判定負担区分,687.判定連番,688.被保険者証記号,689.費用額,690.非該当年月日,691.備考,692.備考_160,693.備考_255,694.備考_60,695.備考日付,696.表示位置,697.不現住認定日,698.扶養開始年月日,699.負担割合,700.負担区分01,

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

01.負担区分02.702.負担区分03.703.負担区分04.704.負担区分05.705.負担区分06.706.負担区分07.707.負担区分08.708.負担区分09.709.負担区分10.710.負担区分11.711.負担区分12.712.負担区分コード短名称.713.負担区分コード短名称01.714.負担区分コード短名称02.715.負担区分コード短名称03.716.賦課年度.717.文字列型予備項目1.718.併記氏名カナ.719.併記氏名漢字.720.編集済氏名カナ.721.編集済氏名漢字.722.編集電話番号.723.編集表示用口座番号.724.返送管理ID.725.返送区分コード.726.返送事由.727.返送事由コード.728.返送事由名称.729.返送日.730.返送年月日.731.返送理由コード.732.返送理由名称.733.保険者番号.734.保険者名称.735.保険証回収事由区分.736.保険証回収事由区分コード短名称.737.保険証回収方法区分.738.保険証回収方法区分コード短名称.739.保険証形態区分.740.保険証形態区分コード短名称.741.保険証交付方法区分.742.保険証交付方法区分コード短名称.743.保険証交付理由区分.744.保険証交付理由区分コード短名称.745.保険証最新フラグ.746.保険証種別区分.747.保険証種別区分コード短名称.748.保険証番号.749.保険証番号結合コンピュータ名.750.保険証番号結合ユーザ名.751.保険証番号結合処理年月日.752.保険証番号内連番.753.方書.754.法人種別区分.755.法人種別区分コード短名称.756.法人種別区分コード短名称略称.757.法人代表者氏名漢字.758.亡者フラグ.759.本人との続柄コード.760.本人の宛名番号.761.本籍地住所.762.本店名カナ.763.本店名漢字.764.本扶区分.765.本扶区分名称.766.本名カナ.767.本名ローマ字.768.本名漢字.769.抹消フラグ.770.名寄区分.771.名寄元宛名番号.772.名寄先宛名番号.773.名義人カナ.774.名義人漢字.775.優先順位.776.有効フラグ.777.有効期限延長日.778.郵便番号.779.予備1_30.780.予備10_50.781.予備2_30.782.予備3_30.783.予備4_30.784.予備5_30.785.予備6_50.786.予備7_50.787.予備8_50.788.予備9_50.789.予備項目1.790.予備項目2.791.予備項目3.792.予備項目4.793.予備項目5.794.預金種別.795.預金種別区分.796.預金種別区分コード短名称.797.預金種別区分コード短名称略称.798.抑止開始日.799.抑止区分.800.抑止区分名称.801.抑止終了日.802.抑止動作区分.803.抑止動作区分名称.804.抑止理由.805.抑止理由コード.806.履歴番号.807.離職年月日.808.離職理由区分.809.離職理由区分名称.810.連携ファイル作成日時.811.連絡先後漢字地番数値.812.連絡先住所.813.連絡先住所コード.814.連絡先住所地番.815.連絡先前漢字地番数値.816.連絡先地番数値.817.連絡先地番数値.818.連絡先地番数値.819.連絡先電子メールアドレス.820.連絡先部屋番号.821.連絡先方書漢字.822.連絡先名.823.連絡先郵便番号.824.老人区分.825.年金資格有無区分.826.基礎年金番号.827.年金被保険者種別.828.年金資格取得年月日.829.年金資格喪失年月日.830.年金資格種別変更年月日

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために、以下の項目を追加する。

- ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者証記号
- ・券面記載の被保険者証番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 国民健康保険給付ファイル

1.自治体コード,2.宛名番号,3.個人番号,4.エー有無区分D01,5.エー有無区分D02,6.エー有無区分D03,7.エー有無区分D04,8.エー有無区分D05,9.エー有無区分D06,10.エー有無区分D07,11.エー有無区分D08,12.エー有無区分D09,13.エー有無区分D10,14.エー有無区分D11,15.エー有無区分D12,16.エー有無区分D13,17.エー有無区分D14,18.エー有無区分D15,19.エー有無区分D16,20.エー有無区分D17,21.エー有無区分D18,22.エー有無区分D19,23.エー有無区分D20,24.その他額,25.データ区分コード,26.データ区分コード名称,27.てんかん指導フラグ,28.なお残る負担額,29.なお残る負担額被保険者分,30.なお残る負担額福祉公費分,31.ブライ表示,32.マル交区分,33.マル公区分,34.マル長区分,35.マル長区分コード名称,36.レセプトデータ区分,37.レセプト管理番号,38.レセプト取込済フラグ,39.レセプト取込対象フラグ,40.レセプト取込連番,41.レセプト全国共通キー,42.悪性腫瘍治療フラグ,43.宛先氏名漢字,44.宛先住所,45.宛先郵便番号,46.宛名県名付加区分,47.宛名行政区コード,48.宛名住所,49.宛名住所コード,50.宛名消除区分,51.宛名地番,52.宛名地番数値,53.宛名地番数値,54.宛名地番数値,55.宛名方書漢字,56.宛名郵便番号,57.按分後支給額,58.委託区分,59.委託区分略称,60.委託年月日,61.委任医療機関県コード,62.委任医療機関点数区分,63.委任医療機関番号,64.異動区分,65.医療機関区分,66.医療機関区分名称,67.医療機関県コード,68.医療機関県番号,69.医療機関所在地区分,70.医療機関点数区分,71.医療機関番号,72.医療機関略称,73.医療機関略称カナ,74.一括決定対象外フラグ,75.一部負担金,76.仮受付年月日,77.加害者との関係,78.加害者宛名番号,79.加害者氏名カナ,80.加害者氏名漢字,81.加害者住所,82.加害者職業,83.加害者生年月日,84.加害者電話番号,85.加害者郵便番号,86.加入制度区分,87.加入制度区分名称,88.加入歴01加入開始年月日,89.加入歴01加入終了年月日,90.加入歴01保険者名,91.加入歴02加入開始年月日,92.加入歴02加入終了年月日,93.加入歴02保険者名,94.加入歴03加入開始年月日,95.加入歴03加入終了年月日,96.加入歴03保険者名,97.加入歴04加入開始年月日,98.加入歴04加入終了年月日,99.加入歴04保険者名,100.加入歴05加入開始年月日,101.加入歴05加入終了年月日,102.加入歴05保険者名,103.加入歴06加入開始年月日,104.加入歴06加入終了年月日,105.加入歴06保険者名,106.加入歴07加入開始年月日,107.加入歴07加入終了年月日,108.加入歴07保険者名,109.加入歴08加入開始年月日,110.加入歴08加入終了年月日,111.加入歴08保険者名,112.加入歴09加入開始年月日,113.加入歴09加入終了年月日,114.加入歴09保険者名,115.加入歴10加入開始年月日,116.加入歴10加入終了年月日,117.加入歴10保険者名,118.課税区分,119.課税区分区分名称,120.過誤調整フラグ,121.過誤保留フラグ,122.介護証記載保険者番号,123.介護被保険者開始年月日,124.介護被保険者終了年月日,125.介護被保険者番号,126.介護保険者氏名,127.改定年月,128.外来年間合算算定状態区分,129.外来年間合算支給額,130.外来年間合算支給申請書整理番号,131.完了年月日,132.患者負担相当額,133.管理番号,134.管理療養費訪看フラグ,135.基準日保険者名称,136.基本療養費訪看フラグ,137.記載順位,138.義務者結合住所,139.義務者氏名漢字,140.義務者電話番号,141.義務者郵便番号,142.求償率,143.給付割合,144.給付実績作成区分コード,145.給付種別,146.給付種別コード,147.給付種類,148.旧宛名番号,149.旧自治体コード,150.旧保険証番号,151.銀行コード,152.銀行支店コード,153.銀行支店名,154.銀行名,155.継続療養費区分,156.計算開始年月日,157.計算結果送付先漢字住所,158.計算結果送付先電話番号,159.計算結果送付先名称,160.計算結果送付先名称,161.計算結果送付先郵便番号,162.計算終了年月日,163.決裁状態,164.決定年月日,165.月中特例該当コード,166.検査薬剤料,167.原爆区分,168.減額,169.減額割合,170.減免区分,171.減免区分名称,172.現金現物区分,173.現住所,174.現住所コード,175.現住所県名付加区分,176.現住所地番,177.現住所地番数値,178.現住所所地番数値,179.現住所所地番数値,180.現住所所書漢字,181.現住所郵便番号,182.限度額,183.限度額計,184.限度額適用区分,185.個人口座分支払管理番号,186.個人合算限度額,187.個人合算限度額計,188.個人合算高額,189.個人合算高額計,190.個人合算償還額,191.個人合算償還額計,192.個人合算対象額,193.個人合算対象額計,194.個人合算貸付額,195.個人合算貸付額計,196.個人窓口分支払管理番号,197.個人法人区分,198.後期広域連合名称漢字,199.後期被保険者開始年月日,200.後期被保険者終了年月日,201.後期被保険者番号,202.後期保険者番号,203.公金口座利用有無フラグ,204.公費1一部負担額,205.公費1決定総医療費,206.公費1限度額,207.公費1公費負担者番号,208.公費1実日数,209.公費1受給者番号,210.公費1食事基準額,211.公費1食事実日数,212.公費1食事標準負担額,213.公費1請求総医療費,214.公費1薬剤一部負担額,215.公費2一部負担額,216.公費2決定総医療費,217.公費2限度額,218.公費2公費負担者番号,219.公費2実日数,220.公費2受給者番号,221.公費2食事基準額,222.公費2食事実日数,223.公費2食事標準負担額,224.公費2請求総医療費,225.公費2薬剤一部負担額,226.公費3一部負担額,227.公費3決定総医療費,228.公費3限度額,229.公費3公費負担者番号,230.公費3受給者番号,231.公費3食事基準額,232.公費3食事実日数,233.公費3食事標準負担額,234.公費3診療実日数,235.公費3請求総医療費,236.公費3薬剤一部負担額,237.公費患者負担額,238.公費患者負担額計,239.公費限度額,240.公費指定公費負担額,241.公費食事患者負担額,242.公費食事負担額,243.公費食事保険者負担額,244.公費総医療費,245.公費点数,246.公費負担額,247.公費負担額計,248.公費負担者番号,249.公費薬剤一部負担金,250.口座管理番号,251.口座番号,252.口座名義人カナ,253.口座名義人名,254.口座有無,255.口座履歴番号,256.更新コンピュータ名,257.更新システム日時,258.更新ユーザーID,259.更新業務日時,260.高額計算対象フラグ,261.高額現物,262.高額現物給付額,263.高額現物給付額計,264.高額分請求額,265.高額分損害賠償額,266.高額明細件数,267.高額療養費,268.高額療養費合計,269.高齢外来限度額,270.高齢外来限度額計,271.高齢外来高額,272.高齢外来高額計,273.高齢外来償還額,274.高齢外来償還額計,275.高齢外来貸付額,276.高齢外来貸付額計,277.高齢者所得区分,278.高齢者負担区分,279.高齢世帯限度額,280.高齢世帯限度額計,281.高齢世帯高額,282.高齢世帯高額計,283.高齢世帯合算対象額,284.高齢世帯合算対象額計,285.高齢世帯償還額,286.高齢世帯償還額計,287.高齢世帯貸付額,288.高齢世帯貸付額計,289.合計一部負担額,290.合計一部負担額計,291.国保異動事由,292.国保異動年月日,293.国保一部負担額,294.国保決定総医療費,295.国保限度額,296.国保資格区分,297.国保実日数,298.国保食事基準額,299.国保食事実日数,300.国保食事標準負担額,301.国保世帯番号,302.国保請求総医療費,303.国保退職区分コード短名称,304.国保届出年月日,305.国保被保険者宛名番号,306.国保被保険者開始年月日,307.国保被保険者終了年月日,308.国保被保険者証記号,309.国保被保険者証番号,310.国保保険者氏名,311.国保保険者番号,312.国保薬剤一部負担額,313.差引支給額,314.差引福祉振替額,315.催告発行日,316.再計算フラグ,317.再審査フラグ,318.再審査回答日,319.再審査結果区分,320.再審査減点数,321.再審査年月日,322.再審査理由コード,323.最終納期限,324.最新フラグ,325.最新収納日,326.最新領収日,327.在胎週数,328.在宅指導フラグ,329.産科医療補償制度額,330.産科医療補償制度対象分娩区分,331.産科医療補償制度対象分娩区分名称,332.算定区分,333.算定区分,334.算定区分,335.算定公費1患者負担額,336.算定公費1公費負担額,337.算定公費1高額現物給付額,338.算定公費1指定公費負担額,339.算定公費1食事患者負担額,340.算定公費1食事公費負担額,341.算定公費1食事保険者負担額,342.算定公費1保険者負担額,343.算定公費2患者負担額,344.算定公費2公費負担額,345.算定公費2高額現物給付額,346.算定公費2指定公費負担額,347.算定公費2食事患者負担額,348.算定公費2食事公費負担額,349.算定公費2食事保険者負担額,350.算定公費2保険者負担額,

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

351.算定公費3患者負担額,352.算定公費3公費負担額,353.算定公費3高額現物給付額,354.算定公費3指定公費負担額,355.算定公費3食事患者負担額,356.算定公費3食事公費負担額,357.算定公費3食事保険者負担額,358.算定公費3保険者負担額,359.算定国保患者負担額,360.算定国保高額現物給付額,361.算定国保高額償還額,362.算定国保指定公費負担額,363.算定国保食事患者負担額,364.算定国保食事保険者負担額,365.算定国保保険者負担額,366.指定公費負担額,367.支給額,368.支給額按分率,369.支給区分コード,370.支給決定通知情報,371.支給申請,372.支給申請区分,373.支給申請形態区分,374.支給申請書整理番号,375.支給総額,376.支給対象者宛名番号,377.支給対象者氏名漢字,378.支店コード,379.支店名漢字,380.支払科目区分,381.支払科目区分名称,382.支払開始時間,383.支払開始年月日,384.支払開始曜日,385.支払確定額,386.支払確定額計,387.支払確定額支払計,388.支払額,389.支払額支払計,390.支払管理番号,391.支払済額,392.支払終了時間,393.支払終了年月日,394.支払終了曜日,395.支払承認区分,396.支払場所名漢字,397.支払貸付区分,398.支払貸付区分名称,399.支払年月日,400.支払方法区分,401.支払方法区分コード,402.支払方法区分名称,403.支払明細番号,404.支払有無フラグ,405.死産区分,406.死産区分名称,407.死亡者宛名番号,408.死亡者氏名漢字,409.死亡年月日,410.氏名カナ,411.氏名漢字,412.資格エラーフラグ,413.歯科補綴ChBフラグ,414.歯科補綴GoAフラグ,415.歯科補綴PTGフラグ,416.歯周疾患継続フラグ,417.事業区分,418.事業区分コード名称,419.事故外金額,420.事故金額,421.事故原因,422.事故発生場所,423.事故発生日時,424.事前受付管理番号,425.事前受付明細番号,426.時効年月日,427.自己負担額,428.自己負担額データ区分,429.自己負担額データ連番,430.自己負担額交付申請有無フラグ,431.自己負担額合計,432.自己負担額証明書整理番号,433.自己負担額証明書整理番号01,434.自己負担額証明書整理番号02,435.自己負担額証明書整理番号03,436.自己負担額証明書整理番号04,437.自己負担額証明書整理番号05,438.自己負担額証明書整理番号06,439.自己負担額証明書整理番号07,440.自己負担額証明書整理番号08,441.自己負担額証明書整理番号09,442.自己負担額証明書整理番号10,443.自己負担限度額,444.自己負担総額,445.自賠責保険会社課名,446.自賠責保険会社支店名,447.自賠責保険会社担当者名,448.自賠責保険会社電話番号,449.自賠責保険会社名,450.自賠責保険証明書番号,451.自賠責保険有無フラグ,452.室料差額,453.疾病コード1,454.疾病コード2,455.実患者負担額,456.実患者負担額計,457.若人前期区分,458.若人前期区分名称,459.取下半年月日,460.取込データ区分,461.取込回数区分,462.取込回数区分名称,463.取込退職区分,464.取込退職区分名称,465.取込年月日,466.取込分娩区分,467.取込分娩区分名称,468.受給者番号,469.受給年月日,470.受付管理番号,471.受付区分コード,472.受付区分名称,473.受付年月日,474.受領委任フラグ,475.受領委任分支払管理番号,476.修正対象フラグ,477.住所,478.住所コード,479.充当額,480.充当額支払計,481.出産数,482.出産年月日,483.出生児宛名番号,484.出生児氏名,485.出生年月日,486.処置手当料,487.処方箋交付機関番号,488.処理区分,489.処理区分コード,490.処理区分コード名称,491.処理状況コード,492.処理状況区分,493.処理状況名称,494.処理年月,495.初期登録業務日時,496.初診料の算定有無フラグ,497.所管区分コード,498.所管区分名称,499.除外年月日,500.傷病コード,501.小児治療フラグ,502.承認年月日,503.症状固定日,504.証記番号,505.証明書発行者漢字住所,506.証明書発行者名,507.証明書発行者郵便番号,508.証明書発行年月日,509.証明対象年度,510.状態区分,511.食事患者負担額,512.食事基準額,513.食事分請求額,514.食事分損害賠償額,515.食事保険者負担額,516.食事療養費,517.寝たきり老人在診診フラグ,518.寝たきり老人訪問フラグ,519.審査認定額,520.振込先宛名番号,521.振込先医療機関県コード,522.振込先医療機関県番号,523.振込先医療機関点数区分,524.振込先医療機関番号,525.振込先区分,526.振込先区分名称,527.振込先口座管理番号,528.振替済額,529.新生児管理保育料,530.申請者宛名番号,531.申請者氏名,532.申請者住所,533.申請者地番,534.申請者電話番号,535.申請者方書,536.申請者郵便番号,537.申請対象年度,538.申請年月日,539.診療科目,540.診療科目名称,541.診療開始年月日,542.診療期間開始年月日,543.診療期間終了年月日,544.診療実日数,545.診療年月,546.世帯限度額,547.世帯限度額計,548.世帯高額,549.世帯高額計,550.世帯合算対象額,551.世帯合算対象額計,552.世帯所得区分,553.世帯所得区分2,554.世帯償還額,555.世帯償還額計,556.世帯貸付額,557.世帯貸付額計,558.世帯番号,559.世帯負担区分,560.世帯負担区分略称,561.性別,562.性別コード,563.性別区分,564.性別名称,565.生年月日,566.精算対象者フラグ,567.請求額,568.請求額計,569.請求区分,570.請求区分名称,571.請求書管理番号,572.請求先区分,573.請求年月,574.前期課税区分名称,575.双子区分,576.窓口払対象者判定コード,577.総医療費,578.総医療費合計,579.葬祭年月日,580.送信可能フラグ,581.送信日時,582.送信年月日,583.送付年月日,584.増減調整額,585.増減調整額支払計,586.続柄コード,587.続柄名称漢字,588.多数該当フラグ,589.対象者氏名漢字,590.対象年度04月高額支給額,591.対象年度04月高額支給額2,592.対象年度04月自己負担額,593.対象年度04月自己負担額2,594.対象年度04月摘要,595.対象年度05月高額支給額,596.対象年度05月高額支給額2,597.対象年度05月自己負担額,598.対象年度05月自己負担額2,599.対象年度05月摘要,600.対象年度06月高額支給額,601.対象年度06月高額支給額2,602.対象年度06月自己負担額,603.対象年度06月自己負担額2,604.対象年度06月摘要,605.対象年度07月高額支給額,606.対象年度07月高額支給額2,607.対象年度07月自己負担額,608.対象年度07月自己負担額2,609.対象年度07月摘要,610.対象年度08月高額支給額,611.対象年度08月高額支給額2,612.対象年度08月自己負担額,613.対象年度08月自己負担額2,614.対象年度08月摘要,615.対象年度09月高額支給額,616.対象年度09月高額支給額2,617.対象年度09月自己負担額,618.対象年度09月自己負担額2,619.対象年度09月摘要,620.対象年度10月高額支給額,621.対象年度10月高額支給額2,622.対象年度10月自己負担額,623.対象年度10月自己負担額2,624.対象年度10月摘要,625.対象年度11月高額支給額,626.対象年度11月高額支給額2,627.対象年度11月自己負担額,628.対象年度11月自己負担額2,629.対象年度11月摘要,630.対象年度12月高額支給額,631.対象年度12月高額支給額2,632.対象年度12月自己負担額,633.対象年度12月自己負担額2,634.対象年度12月摘要,635.貸付額,636.貸付額計,637.貸付管理番号,638.貸付明細番号,639.退院時指導フラグ,640.代理受取額,641.地番,642.帳票関連付け番号,643.徴収区分,644.調剤レセプト管理番号,645.調剤技術フラグ,646.長期調整区分,647.長期調整償還額,648.長期調整福祉振替額,649.長処フラグ,650.直接支払区分,651.通知書発行者住所漢字,652.通知書発行者名漢字,653.通知書発行者郵便番号,654.通知書発行年月日,655.通知書番号,656.提出保険者番号,657.訂正有無フラグ,658.転医先医療機関県コード,659.転医先医療機関点数区分,660.転医先医療機関番号,661.転記有無フラグ,662.転入前住所,663.転入前住所コード,664.転入前住所地番,665.転入前住所方書漢字,666.転入前住所郵便番号,667.点数表コード,668.電算管理番号,669.電算管理番号枝番,670.電話番号,671.特記事項コード1,672.特記事項コード2,673.特記事項コード3,674.特記事項コード4,675.特記事項コード5,676.特定疾患査定フラグ,677.特定疾患療養フラグ,678.特定薬剤治療フラグ,679.督促発行年月日,680.突合用後期被保険者番号,681.突合用後期保険者番号,682.突合用国保被保険者証番号,683.突合用国保保険者番号,684.難病外来指導フラグ,685.乳幼児加算区分,686.入院基本料初期加算,687.入院計画加算フラグ,688.入院日数,689.入院年月日,690.入院料,691.入外区分,692.入外区分名称,693.任意保険会社課名,694.任意保険会社支店名,695.任意保険会社担当者名,696.任意保険会社電話番号,697.任意保険会社名,698.任意保険証明書番号,699.任意保険有無フラグ,700.妊娠週数,

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

701.妊婦合計負担額,702.妊婦氏名,703.年間該当回数,704.年度,705.年度01月按分後支給額,706.年度01月現役並みフラグ,707.年度01月自己負担額,708.年度01月福祉公費負担額,709.年度02月按分後支給額,710.年度02月現役並みフラグ,711.年度02月自己負担額,712.年度02月福祉公費負担額,713.年度03月按分後支給額,714.年度03月現役並みフラグ,715.年度03月自己負担額,716.年度03月福祉公費負担額,717.年度04月按分後支給額,718.年度04月現役並みフラグ,719.年度04月自己負担額,720.年度04月福祉公費負担額,721.年度05月按分後支給額,722.年度05月現役並みフラグ,723.年度05月自己負担額,724.年度05月福祉公費負担額,725.年度06月按分後支給額,726.年度06月現役並みフラグ,727.年度06月自己負担額,728.年度06月福祉公費負担額,729.年度07月按分後支給額,730.年度07月現役並みフラグ,731.年度07月自己負担額,732.年度07月福祉公費負担額,733.年度08月按分後支給額,734.年度08月現役並みフラグ,735.年度08月自己負担額,736.年度08月福祉公費負担額,737.年度09月按分後支給額,738.年度09月現役並みフラグ,739.年度09月自己負担額,740.年度09月福祉公費負担額,741.年度10月按分後支給額,742.年度10月現役並みフラグ,743.年度10月自己負担額,744.年度10月福祉公費負担額,745.年度11月按分後支給額,746.年度11月現役並みフラグ,747.年度11月自己負担額,748.年度11月福祉公費負担額,749.年度12月按分後支給額,750.年度12月現役並みフラグ,751.年度12月自己負担額,752.年度12月福祉公費負担額,753.納付済額,754.納付書発行日,755.発行済フラグ,756.発行者住所,757.発行者名,758.発行者郵便番号,759.発行年月日,760.発病負傷年月日,761.皮膚科特定疾患フラグ,762.被害者宛名番号,763.被保険者開始年月日,764.被保険者氏名,765.被保険者氏名カナ,766.被保険者氏名漢字,767.被保険者資格喪失事由,768.被保険者資格喪失年月日,769.被保険者終了年月日,770.被保険者証記号,771.被保険者証番号,772.費用額,773.備考,774.備考,500,775.備考欄,776.不支給理由,777.不当科目コード,778.不当科目略称,779.不当理由コード,780.不当理由名称,781.不服の申し立て先名称,782.負担割合,783.負担金額,784.負担区分,785.福祉区分,786.福祉区分コード名称,787.福祉公費負担額,788.福祉公費負担額合計,789.福祉振替額,790.福祉分請求額,791.福祉分損害賠償額,792.分納回数,793.分娩介助料,794.分娩機関管理番号,795.分娩区分,796.分娩区分名称,797.分娩料,798.文字列型予備項目1,799.文字列型予備項目10,800.文字列型予備項目2,801.文字列型予備項目3,802.文字列型予備項目4,803.文字列型予備項目5,804.文字列型予備項目6,805.文字列型予備項目7,806.文字列型予備項目8,807.文字列型予備項目9,808.編集済氏名カナ,809.編集済氏名漢字,810.返戻区分,811.保険給付額,812.保険者加入歴情報備考,813.保険者番号,814.保険者負担額,815.保険者負担額計,816.保険者名称,817.保険種別区分,818.保険種別名称,819.保険証番号,820.保険制度コード,821.保険制度区分,822.保険制度区分名称,823.保有者宛名番号,824.保有者氏名漢字,825.保有者住所,826.保有者生年月日,827.保有者電話番号,828.保有者郵便番号,829.補正済自己負担額送付区分,830.補綴時診断フラグ,831.方書,832.法制区分,833.法制区分名称略称,834.訪問リハ医科フラグ,835.訪問栄養医科フラグ,836.訪問歯科衛生フラグ,837.訪問薬剤医科フラグ,838.訪問薬剤歯科フラグ,839.訪問薬剤調剤フラグ,840.本人家族区分,841.本人家族区分名称,842.本店名漢字,843.本扶区分,844.本扶区分名称,845.名義人カナ,846.名義人漢字,847.名称カナ,848.名称漢字,849.明細自己負担額証明書整理番号,850.明細書件数,851.明細番号,852.明細被保険者証記号,853.明細被保険者証番号,854.明細保険者番号,855.明細保険者名称,856.明細保険制度コード,857.明細連番,858.戻入区分,859.問合せ先住所,860.問合せ先電話番号,861.問合せ先名称,862.問合せ先名称,863.問合せ先郵便番号,864.薬剤一部負担額,865.薬剤一部負担額計,866.薬剤管理指導フラグ,867.有効フラグ,868.郵便番号,869.預金種別,870.預金種別区分,871.預金種別区分コード短名称,872.翌年01月高額支給額,873.翌年01月高額支給額,874.翌年01月自己負担額,875.翌年01月自己負担額,876.翌年01月摘要,877.翌年02月高額支給額,878.翌年02月高額支給額,879.翌年02月自己負担額,880.翌年02月自己負担額,881.翌年02月摘要,882.翌年03月高額支給額,883.翌年03月高額支給額,884.翌年03月自己負担額,885.翌年03月自己負担額,886.翌年03月摘要,887.翌年04月高額支給額,888.翌年04月高額支給額,889.翌年04月自己負担額,890.翌年04月自己負担額,891.翌年04月摘要,892.翌年05月高額支給額,893.翌年05月高額支給額,894.翌年05月自己負担額,895.翌年05月自己負担額,896.翌年05月摘要,897.翌年06月高額支給額,898.翌年06月高額支給額,899.翌年06月自己負担額,900.翌年06月自己負担額,901.翌年06月摘要,902.翌年07月高額支給額,903.翌年07月高額支給額,904.翌年07月自己負担額,905.翌年07月自己負担額,906.翌年07月摘要,907.履歴番号,908.療養期間開始年月日,909.療養期間終了年月日,910.療養費支払日,911.療養費種別,912.療養費種別名称,913.療養分請求額,914.療養分損害賠償額,915.連合会整理番号,916.連合会担当者名,917.老人訪問口腔フラグ,918.老人慢性フラグ,919.老人慢性査定フラグ

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目
(4) 国民健康保険取滞納ファイル
1.宛名番号,2.個人番号,3.MPN取消送信年月日,4.MPN送信済フラグ,5.MPN送信年月日,6.OCR1,7.OCR2,8.QRコード,9.QRコード支払期限,10.クレジット取消送信年月日,11.クレジット送信済フラグ,12.クレジット送信年月日,13.コンピュータコード情報,14.その他処分カウンタ,15.データ区分コード,16.データ区分コード名称,17.宛名県名付加区分,18.宛名行政区コード,19.宛名行政区名称,20.宛名市町村名漢字,21.宛名住所,22.宛名住所コード,23.宛名地番,24.宛名地番数値,25.宛名地番数値,26.宛名地番数値,32.宛名都道府県名漢字,28.宛名方書漢字,29.宛名郵便番号,30.案件特定キー,31.一連番号,32.延滞金,33.延滞金計算フラグ,34.延滞金計算基準年月日,35.延滞金減免率,36.延滞金収納額,37.延滞金調定額,38.延滞金調定額異動額,39.延滞金調定額合計,40.延滞金未納額,41.延長月数,42.課コード,43.課税異動事由コード,44.課税異動事由名漢字,45.課名称,46.過誤納金発生事由コード,47.過誤発生事由名称,48.会計区分コード,49.会計区分名称,50.会計年度,51.会計名称,52.解除年月日,53.確認番号,54.換価猶予カウンタ,55.款名称,56.漢字業務固有キー,57.還付宛名番号,58.還付回数,59.還付期別コード,60.還付決議起案年月日,61.還付決議年月日,62.還付原因区分コード,63.還付原因区分名称,64.還付済延滞金収納額,65.還付済還付加算金,66.還付済督促料収納額,67.還付済年月日,68.還付済区分名称,69.還付済対象年数,70.還付済台帳番号,71.還付済台帳番号枝番,98.還付通知済区分コード,99.還付通知済区分名称,100.還付通知書番号,101.還付発生延滞金収納額,102.還付発生督促料収納額,103.還付発生年月日,104.還付発生納付額,105.還付発生納付額内訳,106.還付発生納付額内訳,107.還付発生納付額内訳,108.還付発生納付額内訳,109.還付発生納付額内訳,110.還付発生納付額内訳,111.還付発生納付額内訳,112.還付発生納付額内訳,113.還付発生納付額内訳,114.還付発生納付額内訳,115.還付発生納付額内訳,116.還付表示用期月,117.還付賦課年度,118.還付連番,119.期別区分,120.期別コード,121.期別件数,122.期別収納額,123.期別収納額内訳,124.期別収納額内訳,125.期別収納額内訳,126.期別収納額内訳,127.期別収納額内訳,128.期別収納額内訳,129.期別収納額内訳,130.期別収納額内訳,131.期別収納額内訳,132.期別収納額内訳,133.期別調定額,134.期別調定額異動額内訳,135.期別調定額異動額内訳,136.期別調定額異動額内訳,137.期別調定額異動額内訳,138.期別調定額異動額内訳,139.期別調定額異動額内訳,140.期別調定額異動額内訳,141.期別調定額異動額内訳,142.期別調定額異動額内訳,143.期別調定額異動額内訳,144.期別調定額合計,145.期別調定額内訳,146.期別調定額内訳,147.期別調定額内訳,148.期別調定額内訳,149.期別調定額内訳,150.期別調定額内訳,151.期別調定額内訳,152.期別調定額内訳,153.期別調定額内訳,154.期別調定額内訳,155.期別未納額,156.記号番号,157.起案年月日,158.義務者宛名番号,159.義務者氏名漢字,160.旧自治体コード,161.共通納税確認番号,162.共通納税機関コード,163.業務固有キー,164.金融機関コード,165.金融機関名称,166.区コード,167.繰越還付未済延滞金収納額,168.繰越還付未済還付加算金,169.繰越還付未済督促料収納額,170.繰越還付未済納付額,171.繰越時還付済延滞金収納額,172.繰越時還付済督促料収納額,173.繰越時還付済納付額,174.繰越時還付分還付加算金,175.繰越時収納額,176.繰越時収納額内訳,177.繰越時収納額内訳,178.繰越時収納額内訳,179.繰越時収納額内訳,180.繰越時収納額内訳,181.繰越時収納額内訳,182.繰越時収納額内訳,183.繰越時収納額内訳,184.繰越時収納額内訳,185.繰越時収納額内訳,186.繰越時充当済延滞金収納額,187.繰越時充当済督促料収納額,188.繰越時充当済納付額,189.繰越時充当分還付加算金,190.繰越時調定額,191.繰越時調定額内訳,192.繰越時調定額内訳,193.繰越時調定額内訳,194.繰越時調定額内訳,195.繰越時調定額内訳,196.繰越時調定額内訳,197.繰越時調定額内訳,198.繰越時調定額内訳,199.繰越時調定額内訳,200.繰越時調定額内訳,201.繰越時未納額,202.繰越調定額,203.繰越調定額異動額,204.繰越調定額異動額内訳,205.繰越調定額異動額内訳,206.繰越調定額異動額内訳,207.繰越調定額異動額内訳,208.繰越調定額異動額内訳,209.繰越調定額異動額内訳,210.繰越調定額異動額内訳,211.繰越調定額異動額内訳,212.繰越調定額異動額内訳,213.繰越調定額異動額内訳,214.繰越調定額内訳,215.繰越調定額内訳,216.繰越調定額内訳,217.繰越調定額内訳,218.繰越調定額内訳,219.繰越調定額内訳,220.繰越調定額内訳,221.繰越調定額内訳,222.繰越調定額内訳,223.繰越調定額内訳,224.繰越年月日,225.繰上納期限,226.繰上徴収カウンタ,227.裁決状態,228.月数,229.減免コード,230.減免開始年月日,231.減免終了年月日,232.個人法入区分,233.個人法入区分名称,234.交付要求カウンタ,235.口座区分キー,236.口座区分コード,237.口座区分名称,238.口座番号,239.口座名義人氏名カナ,240.口振不能回数,241.更新コンピュータ名,242.更新システム日時,243.更新ユーザID,244.更新業務日時,245.更正回数,246.更正後延滞金調定額,247.更正後期別調定額内訳,248.更正後期別調定額内訳,249.更正後期別調定額内訳,250.更正後期別調定額内訳,251.更正後期別調定額内訳,252.更正後期別調定額内訳,253.更正後期別調定額内訳,254.更正後期別調定額内訳,255.更正後期別調定額内訳,256.更正後期別調定額内訳,257.更正後期別調定額内訳,258.更正後期別調定額内訳,259.更正後期別調定額内訳,260.更正後期別調定額内訳,261.更正後期別調定額内訳,262.更正後期別調定額内訳,263.更正後期別調定額内訳,264.更正後期別調定額内訳,265.更正後期別調定額内訳,266.更正後期別調定額内訳,267.更正後期別調定額内訳,268.更正後期別調定額内訳,269.更正後期別調定額内訳,270.更正後期別調定額内訳,271.更正後期別調定額内訳,272.更正後期別調定額内訳,273.更正後期別調定額内訳,274.更正後期別調定額内訳,275.更正後期別調定額内訳,276.更正後期別調定額内訳,277.更正後期別調定額内訳,278.更正後期別調定額内訳,279.更正後期別調定額内訳,280.更正後期別調定額内訳,281.更正後期別調定額内訳,282.更正後期別調定額内訳,283.更正後期別調定額内訳,284.更正後期別調定額内訳,285.更正後期別調定額内訳,286.更正後期別調定額内訳,287.更正後期別調定額内訳,288.更正後期別調定額内訳,289.更正後期別調定額内訳,290.更正後期別調定額内訳,291.更正後期別調定額内訳,292.更正後期別調定額内訳,293.更正後期別調定額内訳,294.更正後期別調定額内訳,295.更正後期別調定額内訳,296.更正後期別調定額内訳,297.更正後期別調定額内訳,298.更正後期別調定額内訳,299.更正後期別調定額内訳,300.更正後期別調定額内訳,301.国保仮算本算フラグ,302.差押カウンタ,303.差押年月日,304.催告停止カウンタ,305.催告停止取消コード,306.催告停止取消年月日,307.催告停止設定コード,308.催告停止設定年月日,309.再発行年月日,310.最新フラグ,311.歳償区分コード,312.歳償区分名称,313.財産種別コード,314.財産種別名称,315.作成順SEQ番号,316.削除フラグ,317.参加差押カウンタ,318.支店コード,319.支店名,320.支払期日,321.支払金融機関コード,322.支払金融機関名称,323.支払決議年月日,324.支払支店コード,325.支払支店名,326.支払年月日,327.支払予定年月日,328.事業年度開始年月日,329.事業年度終了年月日,330.事件番号,331.時効中断年月日,332.時効年月日,333.執行機関所在地,334.執行機関名,335.執行停止カウンタ,336.執行停止整理番号,337.実延滞金,338.車検区分,339.車検区分コード,340.車両登録キー,341.取消コード,342.取消年月日,343.収納キー,344.収納キー,345.収納依頼予備項目,346.収納依頼予備項目,347.収納依頼予備項目,348.収納依頼予備項目,349.収納依頼予備項目,350.収納回数,

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

351. 収納処理区分コード, 352. 収納年月日, 353. 住民区分, 354. 住民区分名称, 355. 充当宛番号, 356. 充当延滞金収納額, 357. 充当回数, 358. 充当期別コード, 359. 充当元宛番号, 360. 充当元会計区分コード, 361. 充当元会計区分名称, 362. 充当元還付加算金, 363. 充当元期別コード, 364. 充当元事業年度開始年月日, 365. 充当元事業年度終了年月日, 366. 充当元収納キー, 367. 充当元収納キー, 368. 充当元申告区分コード, 369. 充当元申告区分名称, 370. 充当元申告区分名称略称, 371. 充当元申告年月日, 372. 充当元税目コード, 373. 充当元税目名称, 374. 充当元税目名称略称, 375. 充当元対象年度, 376. 充当元通知書番号, 377. 充当元納付額内訳, 378. 充当元納付額内訳, 379. 充当元納付額内訳, 380. 充当元納付額内訳, 381. 充当元納付額内訳, 382. 充当元納付額内訳, 383. 充当元納付額内訳, 384. 充当元納付額内訳, 385. 充当元納付額内訳, 386. 充当元納付額内訳, 387. 充当元発生延滞金, 388. 充当元発生督促料, 389. 充当元発生納付額, 390. 充当元賦課年度, 391. 充当元連番, 392. 充当元延滞金収納額, 393. 充当元還付加算金, 394. 充当元督促料収納額, 395. 充当元年月日, 396. 充当元納付額, 397. 充当元納付額内訳, 398. 充当元納付額内訳, 399. 充当元納付額内訳, 400. 充当元納付額内訳, 401. 充当元納付額内訳, 402. 充当元納付額内訳, 403. 充当元納付額内訳, 404. 充当元納付額内訳, 405. 充当元納付額内訳, 406. 充当元納付額内訳, 407. 充当元納付額内訳, 408. 充当元事業年度開始年月日, 409. 充当元事業年度終了年月日, 410. 充当元収納キー, 411. 充当元収納キー, 412. 充当元申告区分コード, 413. 充当元申告区分名称, 414. 充当元税目コード, 415. 充当元税目名称, 416. 充当元税目略称, 417. 充当元対象年度, 418. 充当元通知書番号, 419. 充当元適状年月日, 420. 充当元督促料収納額, 421. 充当元納付額, 422. 充当元納付額内訳, 423. 充当元納付額内訳, 424. 充当元納付額内訳, 425. 充当元納付額内訳, 426. 充当元納付額内訳, 427. 充当元納付額内訳, 428. 充当元納付額内訳, 429. 充当元納付額内訳, 430. 充当元納付額内訳, 431. 充当元納付額内訳, 432. 充当元表示用期月, 433. 充当元賦課年度, 434. 充当元報奨金, 435. 充当元連番, 436. 重加算対象税額, 437. 処分解除フラグ, 438. 処分解除事由コード, 439. 処分解除事由名称, 440. 処分税額, 441. 初回通知発行年月日, 442. 初期登録業務日, 443. 消込エラー, 444. 消込エラー, 445. 消込エラー, 446. 消込エラー, 447. 消込エラー, 448. 消込エラー, 449. 消込エラー, 450. 消込エラー, 451. 消込エラー, 452. 消込エラー, 453. 消込エラー, 454. 消込エラー, 455. 消込エラー, 456. 消込エラー, 457. 消込エラー, 458. 証券番号, 459. 職業コード, 460. 職業名称, 461. 振替区分, 462. 振替区分名称, 463. 振替結果コード, 464. 振替結果名称, 465. 振替年月日, 466. 申告区分コード, 467. 申告区分名称, 468. 申告区分名称略称, 469. 申告年月日, 470. 申出フラグ, 471. 随時フラグ, 472. 世帯番号, 473. 性別区分, 474. 性別名称, 475. 整理番号, 476. 正当調定額, 477. 正当調定額内訳, 478. 正当調定額内訳, 479. 正当調定額内訳, 480. 正当調定額内訳, 481. 正当調定額内訳, 482. 正当調定額内訳, 483. 正当調定額内訳, 484. 正当調定額内訳, 485. 正当調定額内訳, 486. 正当調定額内訳, 487. 生年月日, 488. 誓約金額, 489. 税額, 490. 税目コード, 491. 税目名称, 492. 税目名称略称, 493. 税目料金番号, 494. 設定コード, 495. 設定年月日, 496. 節名称, 497. 前納報奨金, 498. 前納報奨金合計, 499. 送信済フラグ, 500. 送信年月日, 501. 即時欠損区分, 502. 束番号, 503. 対象年度, 504. 滞納管理番号, 505. 滞納原因コード, 506. 滞納原因, 507. 滞納原因名称, 508. 滞納者フラグ, 509. 滞納者区分コード, 510. 滞納者区分コード, 511. 滞納者区分コード, 512. 滞納者区分名称, 513. 滞納者区分名称, 514. 滞納者区分名称, 515. 滞納者情報コード, 516. 滞納者情報名称, 517. 滞納処分決議年月日, 518. 滞納処分事由コード, 519. 滞納処分事由名称, 520. 滞納処分整理番号, 521. 滞納処分登録番号, 522. 滞納処分類別コード, 523. 滞納処分類別名称, 524. 滞納処分明細番号, 525. 滞納整理組合カウンタ, 526. 退職分納付額, 527. 代行業社バーコード情報, 528. 担当者コード, 529. 担当者氏名漢字, 530. 端数額, 531. 地区コード, 532. 地区変更停止フラグ, 533. 地区名称漢字, 534. 帳票ID, 535. 帳票区分コード, 536. 帳票区分名称, 537. 帳票名称, 538. 徴収猶予カウンタ, 539. 調定額, 540. 調定額異動額, 541. 調定年月日, 542. 調定年度, 543. 通知書番号, 544. 通知書番号件数, 545. 停止欠損決議年月日, 546. 停止欠損事由コード, 547. 停止欠損事由名称, 548. 停止欠損取消フラグ, 549. 停止欠損取消事由コード, 550. 停止欠損取消事由名称, 551. 停止欠損整理番号, 552. 停止欠損分類コード, 553. 停止欠損分類名称, 554. 停止欠損明細番号, 555. 電話催告停止カウンタ, 556. 登録年月日, 557. 特徴還付台帳番号, 558. 特徴還付台帳番号枝番, 559. 特徴収納キー, 560. 特徴収納キー, 561. 督促公示カウンタ, 562. 督促公示取消コード, 563. 督促公示取消年月日, 564. 督促公示設定コード, 565. 督促公示設定年月日, 566. 督促手数料, 567. 督促停止カウンタ, 568. 督促停止取消コード, 569. 督促停止取消年月日, 570. 督促停止設定コード, 571. 督促停止設定年月日, 572. 督促電話停止取消コード, 573. 督促電話停止取消年月日, 574. 督促電話停止設定コード, 575. 督促電話停止設定年月日, 576. 督促発行年月日, 577. 督促返戻取消コード, 578. 督促返戻取消年月日, 579. 督促返戻設定カウンタ, 580. 督促返戻設定コード, 581. 督促返戻設定年月日, 582. 督促料計算フラグ, 583. 督促料収納額, 584. 督促料調定額, 585. 督促料調定額異動額, 586. 督促料調定額合計, 587. 督促料未納額, 588. 納管人宛番号, 589. 納管人区分, 590. 納管人名称, 591. 納管人優先宛番号, 592. 納期限, 593. 納期限変更設定名称, 594. 納期限変更履歴番号, 595. 納期変更フラグ, 596. 納税完了年月日, 597. 納税計画カウンタ, 598. 納税計画開始年月日, 599. 納税計画決議年月日, 600. 納税計画終了年月日, 601. 納税計画状態コード, 602. 納税計画整理番号, 603. 納税計画対象額, 604. 納税計画明細番号, 605. 納税計画明細有効フラグ, 606. 納税計画枠番号, 607. 納税計画枠明細番号, 608. 納税計画枠有効フラグ, 609. 納税取消事由コード, 610. 納税取消事由名称, 611. 納税取消年月日, 612. 納税承認カウンタ, 613. 納組コード, 614. 納組名称, 615. 納組名称略称, 616. 納組名称略称, 617. 納組名称略称, 618. 納組名称略称, 619. 納組名称略称, 620. 納組名称略称, 621. 納組名称略称, 622. 納組名称略称, 623. 納組名称略称, 624. 納組名称略称, 625. 納組名称略称, 626. 納組名称略称, 627. 納組名称略称, 628. 納組名称略称, 629. 納組名称略称, 630. 納組名称略称, 631. 納組名称略称, 632. 納組名称略称, 633. 納組名称略称, 634. 納組名称略称, 635. 納組名称略称, 636. 納組名称略称, 637. 納組名称略称, 638. 納組名称略称, 639. 納組名称略称, 640. 納組名称略称, 641. 納組名称略称, 642. 納組名称略称, 643. 納組名称略称, 644. 納組名称略称, 645. 納組名称略称, 646. 納組名称略称, 647. 納組名称略称, 648. 納組名称略称, 649. 納組名称略称, 650. 納組名称略称, 651. 納組名称略称, 652. 納組名称略称, 653. 納組名称略称, 654. 納組名称略称, 655. 納組名称略称, 656. 納組名称略称, 657. 納組名称略称, 658. 納組名称略称, 659. 納組名称略称, 660. 納組名称略称, 661. 納組名称略称, 662. 納組名称略称, 663. 納組名称略称, 664. 納組名称略称, 665. 納組名称略称, 666. 納組名称略称, 667. 納組名称略称, 668. 納組名称略称, 669. 納組名称略称, 670. 納組名称略称, 671. 納組名称略称, 672. 納組名称略称, 673. 納組名称略称, 674. 納組名称略称, 675. 納組名称略称, 676. 納組名称略称, 677. 納組名称略称, 678. 納組名称略称, 679. 納組名称略称, 680. 納組名称略称, 681. 納組名称略称, 682. 納組名称略称, 683. 納組名称略称, 684. 納組名称略称, 685. 納組名称略称, 686. 納組名称略称, 687. 納組名称略称, 688. 納組名称略称, 689. 納組名称略称, 690. 納組名称略称, 691. 納組名称略称, 692. 納組名称略称, 693. 納組名称略称, 694. 納組名称略称, 695. 納組名称略称, 696. 納組名称略称, 697. 納組名称略称, 698. 納組名称略称, 699. 納組名称略称, 700. 納組名称略称, 701. 納組名称略称, 702. 納組名称略称, 703. 納組名称略称, 704. 納組名称略称, 705. 納組名称略称, 706. 納組名称略称, 707. 納組名称略称, 708. 納組名称略称, 709. 納組名称略称, 710. 納組名称略称, 711. 納組名称略称, 712. 納組名称略称, 713. 納組名称略称, 714. 納組名称略称, 715. 納組名称略称, 716. 納組名称略称, 717. 納組名称略称, 718. 納組名称略称, 719. 納組名称略称, 720. 納組名称略称, 721. 納組名称略称, 722. 納組名称略称, 723. 納組名称略称, 724. 納組名称略称, 725. 納組名称略称, 726. 納組名称略称, 727. 納組名称略称, 728. 納組名称略称, 729. 納組名称略称, 730. 納組名称略称, 731. 納組名称略称, 732. 納組名称略称, 733. 納組名称略称, 734. 納組名称略称, 735. 納組名称略称, 736. 納組名称略称, 737. 納組名称略称, 738. 納組名称略称, 739. 納組名称略称, 740. 納組名称略称, 741. 納組名称略称, 742. 納組名称略称, 743. 納組名称略称, 744. 納組名称略称, 745. 納組名称略称, 746. 納組名称略称, 747. 納組名称略称, 748. 納組名称略称, 749. 納組名称略称, 750. 納組名称略称, 751. 納組名称略称, 752. 納組名称略称, 753. 納組名称略称, 754. 納組名称略称, 755. 納組名称略称, 756. 納組名称略称, 757. 納組名称略称, 758. 納組名称略称, 759. 納組名称略称, 760. 納組名称略称, 761. 納組名称略称, 762. 納組名称略称, 763. 納組名称略称, 764. 納組名称略称, 765. 納組名称略称, 766. 納組名称略称, 767. 納組名称略称, 768. 納組名称略称, 769. 納組名称略称, 770. 納組名称略称, 771. 納組名称略称, 772. 納組名称略称, 773. 納組名称略称, 774. 納組名称略称, 775. 納組名称略称, 776. 納組名称略称, 777. 納組名称略称, 778. 納組名称略称, 779. 納組名称略称, 780. 納組名称略称, 781. 納組名称略称, 782. 納組名称略称, 783. 納組名称略称, 784. 納組名称略称, 785. 納組名称略称, 786. 納組名称略称, 787. 納組名称略称, 788. 納組名称略称, 789. 納組名称略称, 790. 納組名称略称, 791. 納組名称略称, 792. 納組名称略称, 793. 納組名称略称, 794. 納組名称略称, 795. 納組名称略称, 796. 納組名称略称, 797. 納組名称略称, 798. 納組名称略称, 799. 納組名称略称, 800. 納組名称略称, 801. 納組名称略称, 802. 納組名称略称, 803. 納組名称略称, 804. 納組名称略称, 805. 納組名称略称, 806. 納組名称略称, 807. 納組名称略称, 808. 納組名称略称, 809. 納組名称略称, 810. 納組名称略称, 811. 納組名称略称, 812. 納組名称略称, 813. 納組名称略称, 814. 納組名称略称, 815. 納組名称略称, 816. 納組名称略称, 817. 納組名称略称, 818. 納組名称略称, 819. 納組名称略称, 820. 納組名称略称, 821. 納組名称略称, 822. 納組名称略称, 823. 納組名称略称, 824. 納組名称略称, 825. 納組名称略称, 826. 納組名称略称, 827. 納組名称略称, 828. 納組名称略称, 829. 納組名称略称, 830. 納組名称略称, 831. 納組名称略称, 832. 納組名称略称, 833. 納組名称略称, 834. 納組名称略称, 835. 納組名称略称, 836. 納組名称略称, 837. 納組名称略称, 838. 納組名称略称, 839. 納組名称略称, 840. 納組名称略称, 841. 納組名称略称, 842. 納組名称略称, 843. 納組名称略称, 844. 納組名称略称, 845. 納組名称略称, 846. 納組名称略称, 847. 納組名称略称, 848. 納組名称略称, 849. 納組名称略称, 850. 納組名称略称, 851. 納組名称略称, 852. 納組名称略称, 853. 納組名称略称, 854. 納組名称略称, 855. 納組名称略称, 856. 納組名称略称, 857. 納組名称略称, 858. 納組名称略称, 859. 納組名称略称, 860. 納組名称略称, 861. 納組名称略称, 862. 納組名称略称, 863. 納組名称略称, 864. 納組名称略称, 865. 納組名称略称, 866. 納組名称略称, 867. 納組名称略称, 868. 納組名称略称, 869. 納組名称略称, 870. 納組名称略称, 871. 納組名称略称, 872. 納組名称略称, 873. 納組名称略称, 874. 納組名称略称, 875. 納組名称略称, 876. 納組名称略称, 877. 納組名称略称, 878. 納組名称略称, 879. 納組名称略称, 880. 納組名称略称, 881. 納組名称略称, 882. 納組名称略称, 883. 納組名称略称, 884. 納組名称略称, 885. 納組名称略称, 886. 納組名称略称, 887. 納組名称略称, 888. 納組名称略称, 889. 納組名称略称, 890. 納組名称略称, 891. 納組名称略称, 892. 納組名称略称, 893. 納組名称略称, 894. 納組名称略称, 895. 納組名称略称, 896. 納組名称略称, 897. 納組名称略称, 898. 納組名称略称, 899. 納組名称略称, 900. 納組名称略称, 901. 納組名称略称, 902. 納組名称略称, 903. 納組名称略称, 904. 納組名称略称, 905. 納組名称略称, 906. 納組名称略称, 907. 納組名称略称, 908. 納組名称略称, 909. 納組名称略称, 910. 納組名称略称, 911. 納組名称略称, 912. 納組名称略称, 913. 納組名称略称, 914. 納組名称略称, 915. 納組名称略称, 916. 納組名称略称, 917. 納組名称略称, 918. 納組名称略称, 919. 納組名称略称, 920. 納組名称略称, 921. 納組名称略称, 922. 納組名称略称, 923. 納組名称略称, 924. 納組名称略称, 925. 納組名称略称, 926. 納組名称略称, 927. 納組名称略称, 928. 納組名称略称, 929. 納組名称略称, 930. 納組名称略称, 931. 納組名称略称, 932. 納組名称略称, 933. 納組名称略称, 934. 納組名称略称, 935. 納組名称略称, 936. 納組名称略称, 937. 納組名称略称, 938. 納組名称略称, 939. 納組名称略称, 940. 納組名称略称, 941. 納組名称略称, 942. 納組名称略称, 943. 納組名称略称, 944. 納組名称略称, 945. 納組名称略称, 946. 納組名称略称, 947. 納組名称略称, 948. 納組名称略称, 949. 納組名称略称, 950. 納組名称略称, 951. 納組名称略称, 952. 納組名称略称, 953. 納組名称略称, 954. 納組名称略称, 955. 納組名称略称, 956. 納組名称略称, 957. 納組名称略称, 958. 納組名称略称, 959. 納組名称略称, 960. 納組名称略称, 961. 納組名称略称, 962. 納組名称略称, 963. 納組名称略称, 964. 納組名称略称, 965. 納組名称略称, 966. 納組名称略称, 967. 納組名称略称, 968. 納組名称略称, 969. 納組名称略称, 970. 納組名称略称, 971. 納組名称略称, 972. 納組名称略称, 973. 納組名称略称, 974. 納組名称略称, 975. 納組名称略称, 976. 納組名称略称, 977. 納組名称略称, 978. 納組名称略称, 979. 納組名称略称, 980. 納組名称略称, 981. 納組名称略称, 982. 納組名称略称, 983. 納組名称略称, 984. 納組名称略称, 985. 納組名称略称, 986. 納組名称略称, 987. 納組名称略称, 988. 納組名称略称, 989. 納組名称略称, 990. 納組名称略称, 991. 納組名称略称, 992. 納組名称略称, 993. 納組名称略称, 994. 納組名称略称, 995. 納組名称略称, 996. 納組名称略称, 997. 納組名称略称, 998. 納組名称略称, 999. 納組名称略称, 1000. 納組名称略称

(別添 2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供移転 提供先項番	提供先 2 ～ 2 6	提供先 1 ～ 2 5	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 1 ④法令上の根拠	番号法第19条第 8 号 別表第 2 の 2	主務省令第 2 条の表 第 2 項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 2 ④法令上の根拠	番号法第19条第 8 号 別表第 2 の 3	主務省令第 2 条の表 第 3 項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供移転 提供先項番	提供先 4 ～ 2 5	提供先 3 ～ 2 4	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 3 ④法令上の根拠	番号法第19条第 8 号 別表第 2 の 5	主務省令第 2 条の表 第 6 項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 4 ④法令上の根拠	番号法第19条第 8 号 別表第 2 の11	主務省令第 2 条の表 第13項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の14	主務省令第2条の表 第16項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17	主務省令第2条の表 第19項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 7 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の24	主務省令第2条の表 第27項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 8 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の33	主務省令第2条の表 第38項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 9 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の37	主務省令第2条の表 第42項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の38	主務省令第2条の表 第48項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供移転 提供先項番	提供先12～24	提供先11～23	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の46	主務省令第2条の表 第56項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の53	主務省令第2条の表 第65項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の56	主務省令第2条の表 第69項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の75	主務省令第2条の表 第83項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の79	主務省令第2条の表 第87項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の104	主務省令第2条の表 第115項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の116	主務省令第2条の表 第125項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の123	主務省令第2条の表 第131項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の130	主務省令第2条の表 第137項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の140	主務省令第2条の表 第141項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の143	主務省令第2条の表 第145項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の155	主務省令第2条の表 第158項	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先23 ①法令上の根拠		(新規追加)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先24 ①法令上の根拠		(新規追加)	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先25 ①法令上の根拠		(新規追加)	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先26 ①法令上の根拠		(新規追加)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先27 ①法令上の根拠		(新規追加)	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ①委託内容	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する（データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）。	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システム（現行）を保守する（データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）。なお、国民健康保険事務処理標準システム（次期）においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。	事前	
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ⑤再委託事項	国民健康保険事務処理標準システムの保守（石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）	国民健康保険事務処理標準システム（現行）の保守（石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ④委託内容	国民健康保険事務処理標準システムと他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守	国民健康保険事務処理標準システム（現行）と他システムとの連携にかかる他システム側の連携プログラムの保守及び通信機器等の保守	事前	
令和6年7月1日	III リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 3. 特定個人情報ファイルの使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（略） ・国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 （アクセスログ項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など） （略）	（略） ・国民健康保険事務処理標準システム（現行）内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 （アクセスログ項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など） （略）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	III リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 規定の内容	(略) ・ 特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 (略) ・ 必要があれば、本市職員が現地調査する。 (略)	(略) ・ 特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・ 特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 (略) ・ 国民健康保険事務処理標準システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・ 国民健康保険事務処理標準システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。 (略)	事前	
令和6年7月1日	III リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 具体的な方法	(略) ・ 必要があれば、本市職員が現地調査する。	(略) ・ 国民健康保険事務処理標準システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・ 国民健康保険事務処理標準システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	Ⅲ リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク> (略) ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 (略)	<委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 なお、国民健康保険事務処理標準システム（次期）においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 (略) ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータを書き出しを行う場合は暗号化を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	III リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(略) ・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 (略) ・必要があれば、本市職員が現地調査する。	(略) ・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システム（現行）においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 (略) ・国民健康保険事務処理標準システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	事前	
令和7年9月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム16		国民健康保険料試算システムを追加	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4		国民健康保険事務処理標準システムオペレーション委託業務の追加	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス管理者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理者が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	金沢市総務局文書法制課文書法制係	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先8 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先12	市町村長	国家公務員共済組合	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先15	市町村長	都道府県知事	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先15 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先18 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先18 ③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先19 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先19 ②提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先23	市町村長	都道府県知事等	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	（前略） ④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 （後略）	（前略） ④情報提供機能 ・各業務で管理している利用特定個人情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 （後略）	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	(前略) ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する	(前略) ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。 (後略)	①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。 (後略)	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	(前略) ・国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (後略)	(前略) ・国民健康保険法による資格確認書、資格情報のお知らせ、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 (後略)	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ②システムの機能	(前略) 2. 異動処理 : 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、保険証の発行まで行う。 3. 証発行管理 : 保険証のほか、高齢受給者証、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 (中略) 6. 滞納管理 : 短期保険証や資格証明書の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7. 保険証の一括更新 : 滞納管理機能で管理された情報から保険証・短期保険証・資格証明書を自動で分類し出力する。 (中略) 9. 都道府県への報告資料の作成 : 事業月報や短期保険証交付状況集計表、外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 (後略)	(前略) 2. 異動処理 : 加入・脱退・世帯変更・退職・マル学・マル遠・住所地特例の各資格異動処理から、証の発行まで行う。 3. 証発行管理 : 資格確認書のほか、資格情報のお知らせ、減額認定証、特定疾病療養受療証などの各証の発行を行う。また、発行した証の交付回収履歴を一元管理を行う。 (中略) 6. 滞納管理 : 特別療養費の対象者の判断のため、滞納者を抽出して納税相談や納付喚起などの住民とのやり取りを記録する。 7. 保険証の一括更新 : 滞納管理機能で管理された情報から資格確認書・資格情報のお知らせ・資格確認書(特別療養費用)・資格情報のお知らせ(特別療養費用)を自動で分類し出力する。 (中略) 9. 都道府県への報告資料の作成 : 事業月報や外国人国籍別一覧表、年齢別統計表など都道府県に報告する資料を出力する。 (後略)	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム 3 ②システムの機能	(前略) 1 0. 都道府県への報告資料の作成 : 事業月報C表やF表の出力、退職G表の集 計用データを作成する。 (後略)	(前略) 1 0. 都道府県への報告資料の作成 : 事業月報C表やF表を出力する。 (後略)	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム 4 ②システムの機能	(前略) 6. 各種統計資料などの作成 : 月報、収入状況一覧表、国保介護一般退 職按分表などの集計表・一覧表を作成す る。 (後略)	(前略) 6. 各種統計資料などの作成 : 月報、収入状況一覧表などの集計表・一 覧表を作成する。 (後略)	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 国民健康保険資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ③使用目的	(前略) ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定 証、特定疾病療養受療証などの各証の発行 を行うため (後略)	(前略) ・資格確認書のほか、資格情報のお知ら せ、減額認定証、特定疾病療養受療証など の各証の発行を行うため (後略)	事後	重要な変更項目でないため
令和7年9月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 国民健康保険資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ⑤使用方法	(前略) ・保険証のほか、高齢受給者証、減額認定 証、特定疾病療養受療証などの各証の発行 に使用する (後略)	(前略) ・資格確認書のほか、資格情報のお知ら せ、減額認定証、特定疾病療養受療証など の各証の発行に使用する (後略)	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ③他システムとの接続	国民健康保険事務処理標準システム（給付システム・保険料（税）収納システム）、福祉保健総合システム、健康情報システム、中間サーバー	国民健康保険事務処理標準システム（給付システム・保険料（税）収納システム）、福祉保健総合システム、健康情報システム、中間サーバー、国民年金システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（前略） （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項（2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項） （後略）	（前略） （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）に「医療保険者」等が含まれる項のうち、第4欄（利用特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項（2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項） （後略）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	3件	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ①委託内容	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する（データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）。なお、国民健康保険事務処理標準システム（次期）においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい国民健康保険事務処理標準システムの導入を行っていることから、現在利用している国民健康保険事務処理標準システム固有の事項については「国民健康保険事務処理標準システム（現行）」、新しい国民健康保険事務処理標準システム固有の事項については「国民健康保険事務処理標準システム（次期）」と明記する。	石川県クラウドに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する（石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む）。	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システム（現行）の保守（石川県クラウドデータセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）	国民健康保険事務処理標準システムの保守（石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む）	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2	国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム等保守業務	国民健康保険事務処理標準システム外付けシステム保守業務	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ①委託内容	国民健康保険事務処理標準システム（現行）の運用のために構築した外付けシステム（ACCESSファイル）及び本市用にカスタマイズした帳票の保守	国民健康保険事務処理標準システムの運用のために構築した外付けシステム（ACCESSファイル）の保守	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑥再委託事項	外付けシステム及びカスタマイズ帳票の保守	外付けシステムの保守	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 委託事項 3	国民健康保険事務処理標準システム連携等保守業務	削除 (次号以降繰り上げ)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ①委託内容	国民健康保険事務処理標準システム（現行）のバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理	国民健康保険事務処理標準システムのバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システム（現行）のオペレーション	国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		「<石川県クラウドデータセンターにおける措置> ①入館及びサーバー室への入室をカード認証及び生体認証により厳重に管理する。また、サーバー室内の施錠管理されたサーバラックに設置したサーバーに保管する。」の削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用	既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能	既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能、国民年金システム	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	8件	7件	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	石川県クラウドデータセンターに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システム（現行）を保守する（データセンター内のネットワーク機器、ハードウェア、ミドルウェア、OSの保守を含む）。なお、国民健康保険事務処理標準システム（次期）においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。	石川県クラウドに構築された石川県内19市町の国民健康保険事務処理標準システムを保守する（石川県クラウド内のミドルウェア、OSの保守を含む）。	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	国民健康保険事務処理標準システム（現行）のバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理	国民健康保険事務処理標準システムのバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 7 ⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システム（現行）のオペレーション	国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	5件	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている（27）件	提供を行っている（30）件	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先11 ①法令上の根拠		(新規追加)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先12 ①法令上の根拠		(新規追加)	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先30 ①法令上の根拠		(新規追加)	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ①委託内容	国民健康保険事務処理標準システム（現行）のバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理	国民健康保険事務処理標準システムのバッチ処理のオペレーション及び出力データ・帳票の管理	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑥再委託事項	国民健康保険事務処理標準システム（現行）のオペレーション	国民健康保険事務処理標準システムのオペレーション	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く。）	[]提供を行っている（ ）件	[○]提供を行っている（2）件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 1		(新規追加)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く。） 提供先 2		(新規追加)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 3. 特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等） によって不正に使用される リスク 特定個人情報の使用における その他のリスク及びその リスクに対する措置	（前略） ・ 国民健康保険事務処理標準システム（現 行）内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 （後略）	（前略） ・ 国民健康保険事務処理標準システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 （後略）	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスク 規定の内容	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システム（現 行）においては、必要があれば、本市職員 が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システム（次 期）に係るガバメントクラウドにおいて は、国による監査及び検査を受けるととも に、ISMAP（政府情報システムのためのセ キュリティ評価制度）による監査を受審す るものとなっている。 (後略)	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システムに係 るオペレーション委託においては、必要が あれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係 るガバメントクラウドにおいては、国によ る監査及び検査を受けるとともに、ISMAP （政府情報システムのためのセキュリティ 評価制度）による監査を受審するものと なっている。 (後略)	事後	特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリス クを相当程度変動させるも のではないと考えられる変 更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク 具体的な方法	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III リスク対策 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 (中略) ・国保総合システム及び国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 (中略) ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システムの運用保守及びオペレーション委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 (中略) ・国保総合システムにおいては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 (中略) ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(前略) ・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置、石川県クラウドデータセンターの場合はカード認証装置及び静脈認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (中略) ・国民健康保険事務処理標準システム（次期）機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。	(前略) ・サーバー設置場所について、本市の場合は生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 (中略) ・国民健康保険事務処理標準システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅲ リスク対策 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険収滞納ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 なお、国民健康保険事務処理標準システム(次期)においては、石川県クラウドデータセンターが、ガバメントクラウドに置き換わる。 (中略) ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 (中略) ・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	(前略) ・国民健康保険事務処理標準システムの開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を石川県クラウド接続場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 (中略) 「・国民健康保険事務処理標準システム(現行)においては、システムをデータセンターへ設置し、入退室管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。」を削除 (中略) ・国民健康保険事務処理標準システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・国民健康保険事務処理標準システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III リスク対策 国民健康保険収滞納ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（提供）	[]接続しない（提供）	事前	
令和8年9月4日	III リスク対策 国民健康保険収滞納ファイル 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		（新規追加）	事前	
令和8年9月4日	（別紙3）特定個人情報 ファイル記録項目		（標準仕様書準拠対応に伴う全面刷新）	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム 5 ③他システムとの接続	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム、健康情報システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム 8 ③他システムとの接続	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者医療保険料徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども・子育て支援システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢者支援システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム、選挙人名簿管理システム	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	1 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム 9 ③他システムとの接続	市税滞納管理システム	市税滞納管理システム、介護保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、後期高齢者支援システム、国民年金システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、就学事務システム	事後	重要な変更項目でないため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム13 ③他システムとの接続	[] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [○] その他（介護保険システム、申請管理システム）	[○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他（介護保険システム、申請管理システム、国民健康保険事務処理標準システム）	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 2 ⑥移転方法	[○] その他（共有フォルダ）	[○] その他（庁内LAN）	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険収滞納ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 1 ⑥移転方法	[○] その他（共有フォルダ）	[○] その他（庁内LAN）	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[○]移転を行っている（ 4）件	[○]移転を行っている（ 7）件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 5		（新規追加）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 6		（新規追加）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 7		(新規追加)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 国民資格情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 1 ⑦時期・頻度	随時	日次	事後	重要な変更項目ではないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム14 ③他システムとの接続	[○]その他（申請管理システム）	[○]その他（申請管理システム、e-Gov電 子申請サービス）	事前	事後で足りるものの任意に 事前に提出
令和8年9月4日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ ①連絡先	電話 076-220-2255	電話 050-1792-1620（自動応答）	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅰ. 基本情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容	(前略) 「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 (後略)	(前略) 国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「支払機構」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について国保連合会を経由して支払機構に委託することとし、支払機構が医療保険者等向け中間サーバー等の運営を行う。 (後略)	事前	事後で足りるものの任意に 事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅰ．基本情報 1．特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払機構が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	事後で足りるものの任意に 事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅰ．基本情報 2．特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム12 ②システムの機能	（前略） 医療保険者等向け中間サーバー等は、取り まとめ機関が運営する。 （中略） ※1 当該機能については支払基金が特定個人 情報保護評価を実施するため当評価の対 象外。 （中略） ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリ ケーションを操作することで、情報提供 ネットワークシステムから機関別符号を取 得し、機関別符号ファイルに格納する。 （中略） ※2 当該機能については支払基金が特定個人 情報保護評価を実施するため当評価の対 象外。	（前略） 医療保険者等向け中間サーバー等は、支払 機構が運営する。 （中略） ※1 当該機能については支払機構が特定個人 情報保護評価を実施するため当評価の対 象外。 （中略） ・支払機構職員が情報提供サーバーアプリ ケーションを操作することで、情報提供 ネットワークシステムから機関別符号を取 得し、機関別符号ファイルに格納する。 （中略） ※2 当該機能については支払機構が特定個人 情報保護評価を実施するため当評価の対 象外。	事前	事後で足りるものの任意に 事前提出
令和8年9月4日	Ⅱ．特定個人情報ファイル の概要 国民健康保険資格ファイル 4．特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 5 ③委託先名	支払基金	支払機構	事前	事後で足りるものの任意に 事前提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 国民健康保険資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	委託先の支払機構から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払機構と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III. リスク対策 国民健康保険資格ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク：委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(前略) ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 (中略) <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 (後略)	(前略) ・支払機構の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、支払機構と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 (中略) <支払機構における措置> ・支払機構が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 (後略)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III. リスク対策 国民健康保険資格ファイル 10. その他のリスク対策	(前略) <取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	(前略) <支払機構における措置> ・支払機構が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	